

改 正 案

現 行

目次	目次
第一章～第三章（略）	第一章～第三章（略）
第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件	第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件
第一節 中波放送を行う放送局の無線設備（第二十七条 第三十三条の九）	第一節 削除
第一節の二 短波放送を行う放送局の無線設備（第三十三条の十 第三十条の十九）	第一節の二 中波放送を行う放送局の無線設備（第三十三条の二 第三十条の九）
第二節～第二節の十一（略）	第二節～第二節の十一（略）
第二節の十二 番組素材中継又は放送番組中継を行う無線局の無線設備（第三十七条の二十七の二十一・第三十七条の二十七の二十二）	第二節の十二 放送中継を行う無線局の無線設備（第三十七条の二十七の二十一・第三十七条の二十七の二十二）
第三節～第四節（略）	第三節～第四節（略）
第四節の二 無線呼出局（電気通信業務を行うことを目的として開設するものに限る。）の無線設備（第四十九条の六）	第四節の二 無線呼出局（電気通信業務を行うことを目的として開設するものに限る。）の無線設備（第四十九条の五）
第四節の三 時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の六の二）	第四節の三 削除
第四節の三の二 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の六の三・第四十九条の六の四）	第四節の三の二 時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の六の二）
第四節の四 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の六の五）	第四節の三の四 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の六の五）
第四節の五 MCA陸上移動通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の七）	第四節の四 MCA陸上移動通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の七）

第四節の六 デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局等の無線設備(第四十九条の七の二・第四十九条の七の三)

第四節の七 コードレス電話の無線局の無線設備(第四十九条の八)

第四節の八 デジタルコードレス電話の無線局の無線設備(第四十九条の八の二)

第四節の九 PHSの無線局の無線設備(第四十九条の八の三)

第四節の十 構内無線局の無線設備(第四十九条の九 第四十九条の十 三)

第四節の十一 第十節 (略)

第五章 (略)

附則

(定義)

第三条 この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。

一 「携帯無線通信」とは、電気通信業務を行うことを目的として、携帯して使用するために開設され、又は自動車その他の陸上を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で行われる無線通信(第七号に規定する空港無線電話通信及び第八号に規定するデジタル空港無線通信を除く。)をいう。

二 「時分割多元接続方式携帯無線通信」とは、通信方式に時分割多重方式又は時分割多元接続方式を使用する複信方式を用いる携帯無線通信をいう。

三 「符号分割多元接続方式携帯無線通信」とは、通信方式に符号分割多重方式又は符号分割多元接続方式を使用する複信方式を用いる携帯無線通信(次号に規定する時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を除く。)を

第四節の四の二 デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局等の無線設備(第四十九条の七の二・第四十九条の七の三)

第四節の五 コードレス電話の無線局の無線設備(第四十九条の八)

第四節の五の二 デジタルコードレス電話の無線局の無線設備(第四十九条の八の二)

第四節の五の三 PHSの無線局の無線設備(第四十九条の八の三)

第四節の六 構内無線局の無線設備(第四十九条の九)

第四節の七 削除

第四節の八から第四節の十まで 削除

第四節の十一 第十節 (略)

第五章 (略)

附則

いう。

四 「時分割・符号分割多重方式携帯無線通信」とは、通信方式に時分割多重方式と符号分割多重方式を組み合わせた多重方式、又は時分割多重方式と符号分割多重方式を組み合わせた多重方式の信号を受信し、符号分割多元接続方式を使用する複信方式を用いる携帯無線通信をいう。

五 「MCA陸上移動通信」とは、一定の区域において二以上の無線局に共通に割り当てられた二以上の周波数の電波のうち、MCA制御局（使用する電波の周波数を指示して通信の中継を行う陸上移動中継局であつて、二以上の通信の中継を同時に行うことができるもの）（次号に規定するデジタルMCA制御局を除く。）をいう。以下同じ。（）の指示する周波数の電波を使用して当該MCA制御局と陸上移動局又は指令局（MCA制御局の中継により陸上移動局と通信を行う基地局をいう。以下同じ。）との間で行われる単一通信路の無線通信及びその無線通信を中継するためにMCA制御局相互間で行われる無線通信並びにそれらの無線通信を制御するために行われる無線通信をいう。

六 「デジタルMCA陸上移動通信」とは、一定の区域において二以上の無線局に共通に割り当てられた周波数の電波のうち、デジタルMCA制御局（使用する電波の周波数を指示して通信の中継を行う陸上移動中継局であつて、デジタル方式により二以上の通信の中継を同時に行うことができるものをいう。以下同じ。）の指示する周波数の電波を使用して当該デジタルMCA制御局と陸上移動局又はデジタル指令局（デジタルMCA制御局の中継により陸上移動局と通信を行う基地局をいう。以下同じ。）との間で行われる無線通信及びその無線通信を中継するためにデジタルMCA制御局相互間で行われる無線通信をいう。以下同じ。）の指示する周波数の電波を使用して当該デジタルMCA制御局と陸上移動局又はデジタル指令局（デジタルMCA制御局の中継により陸上移動局と通信を行う基地局をいう。以下同じ。）との間で行われる無線通信及びその無線通信を中継するためにデジタルMCA制御局相互間で行われる無線通信並びにそれらの無線通信を制御するために行われる無線通信をいう。

七 「空港無線電話通信」とは、専ら飛行場及びこれに隣接する一定の区域

において電気通信業務を行うことを目的として開設された基地局と陸上移動局との間で通話のために行われる単一通信路の無線通信及びその無線通信を制御するために行われる無線通信をいう。

八 「デジタル空港無線通信」とは、専ら飛行場及びこれに隣接する一定の区域において電気通信業務を行うことを目的として開設された無線局相互間で行われるデジタル方式の無線通信及びその無線通信を制御するた  
めに行われる無線通信をいう。

九 「携帯移動衛星データ通信」とは、電気通信業務を行うことを目的として開設された携帯基地地球局と携帯移動地球局との間で、主としてデータ伝送のために行われる無線通信及びその無線通信を制御するために行  
われる無線通信をいう。

十 「携帯移動衛星通信」とは、電気通信業務を行うことを目的として開設された携帯基地地球局と携帯移動地球局との間で、主として通話のために行われる無線通信及びその無線通信を制御するために行われる無線通信  
をいう。

十一 「市町村デジタル防災無線通信」とは、一の市町村又は特別区の区域の範囲内の地域において防災行政事務を行うことを目的として開設された固定局であつて変調方式が一六値直交振幅変調であるもの相互間で行  
われる無線通信をいう。

十二 「加入者系無線アクセス通信」とは、端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）又は自営電気通信設備（同法第七十条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）と接続する固定局（電気通信業務を行うことを目的として開設されたものに限る。）と当該固定局と通信を行うために開設された固定局相互間で行われる無線通信及び当該無線通信を中継するために開設された固定局相互間で行われる無線通信をいう。

(放送試験局等に適用する規定)

第三条の二 放送試験局、放送試験衛星局及び放送試験衛星局と通信を行う地球局には、その放送の種類に応じて放送局、放送衛星局又は放送衛星局と通信を行う地球局に関するこの規則の規定を適用する。ただし、放送試験局、放送試験衛星局及び放送試験衛星局と通信を行う地球局のうちこの規則の規定を適用することが困難又は不合理であるため総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

## 第二節 電波の質

(スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値)

第七条 スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、別表第三号に定めるとおりとする。

(放送試験局等に適用する規定)

第三条 放送試験局、放送試験衛星局及び放送試験衛星局と通信を行う地球局には、その放送の種類に応じて放送局、放送衛星局又は放送衛星局と通信を行う地球局に関するこの規則の規定を適用する。ただし、放送試験局、放送試験衛星局及び放送試験衛星局と通信を行う地球局のうちこの規則の規定を適用することが困難又は不合理であるため総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

## 第二節 電波の質

(スプリアス発射の強度の許容値)

第七条 スプリアス発射の強度の許容値は、次の表に定めるとおりとする。

基本周波数帯	給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射の平均電力の許容値
三〇MHz以下	五〇ミリワット(船舶局及び船舶において使用する携帯局の送信設備にあつては、二〇〇ミリワット)以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より四〇デシベル低い値。ただし、単側波帯を使用する固定局及び陸上局(海岸局を除く。)の送信設備にあつては、五〇デシベル低い値
三〇MHzを超え 五四MHz以下	一ミリワット以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より六〇デシベル低い値
五四MHzを超え 七〇MHz以下	一ミリワット以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より、五四MHzを超え七〇MHz以下においては八〇デシベル低い値、その他の周波数帯においては六〇デシ

<p>七〇MHzを超え 一四二MHz以下 及び一四四MHz を超え一四六 MHz以下</p>	<p>ベル低い値 一ミリワット以下であり、かつ、基本周波数の平均電 力より六〇デシベル低い値</p>
<p>一四二MHzを超 え一四四MHz以 下及び一四六 MHzを超え一六 二・〇三七五 MHz以下</p>	<p>一ミリワット以下であり、かつ、基本周波数の平均電 力より、一四二MHzを超え一四四MHz以下及び一四六MHz を超え一六二・〇三七五MHz以下においては八〇デシ ベル低い値、その他の周波数帯においては六〇デシベ ル低い値</p>
<p>一六二・〇三 七五MHzを超え 三三五・四MHz 以下</p>	<p>一ミリワット以下であり、かつ、基本周波数の平均電 力より六〇デシベル低い値</p>
<p>三三五・四MHz を超え四七〇 MHz以下</p>	<p>基本周波数の平均電力が二五ワット以下の送信設備 にあつては二・五マイクロワット以下、基本周波数の 平均電力が二五ワットを超える送信設備にあつては 基本周波数の平均電力より七〇デシベル低く、かつ、 一ミリワット以下である値</p>
<p>四七〇MHzを超 え九六〇MHz以 下</p>	<p>基本周波数の平均電力が二五ワット以下の送信設備 にあつては二五マイクロワット以下、基本周波数の平 均電力が二五ワットを超える送信設備にあつては基 本周波数の平均電力より六〇デシベル低く、かつ、二 〇ミリワット以下である値</p>

九六〇MHzを超えるもの

基本周波数の平均電力が一〇ワット以下の送信設備にあつては一〇〇マイクロワット以下、基本周波数の平均電力が一〇ワットを超える送信設備にあつては基本周波数の平均電力より五〇デシベル低く、かつ、一〇〇ミリワット以下である値

2| 三〇MHz以下の周波数の電波を使用する平均電力五〇キロワット以上の送信設備であつて、一オクターブ又はそれ以上のオクターブの周波数の範囲に切り換えて使用するもののスプリアス発射の強度は、前項の規定にかかわらず、給電線に供給される周波数<sup>二</sup>ごとのスプリアス発射の平均電力が基本周波数の平均電力より六〇デシベル低く、かつ、できる限り五〇ミリワット以下である値を許容値とする。

3| 三〇MHzを超え三三五・四MHz以下の周波数のF一D電波、F二B電波又はF三E電波を使用する船舶局、船上通信局及び船舶において使用する携帯局の送信設備並びにF一D電波、F二B電波又はF三E電波を使用する航空機局及び航空機に搭載して使用する携帯局の送信設備であつて無線通信規則付録第S十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するもののスプリアス発射の強度は、第一項の規定にかかわらず、給電線に供給される周波数<sup>二</sup>ごとのスプリアス発射の平均電力が、周波数帯が一四六MHzを超え、一六二・〇三七五MHz以下である場合には二・五マイクロワット以下、その他の周波数帯である場合には一〇マイクロワット以下である値を許容値とする。ただし、基本周波数の平均電力が二〇ワットを超える場合には、これらの許容値は、基本周波数の平均電力に比例して増加するものとする。

4| 三〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用する多重通信路の送信設備のスプリアス発射の強度は、第一項の規定にかかわらず、基本周波数の平均電力が二五ワット以下の送信設備にあつては給電線に供給される周波数<sup>二</sup>ごとのスプリアス発射の平均電力が二五マイクロワット以下、基本周波数

の平均電力が二五ワットを超える送信設備にあつては給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射の平均電力が基本周波数の平均電力より六〇デシベル低く、かつ、一ミリワット以下である値を許容値とする。

5 | 一一八MHzから一四二MHzまでの周波数の電波を使用する平均電力二五ワット以下の航空移動業務の無線局の送信設備のスプリアス発射の強度は、第一項の規定にかかわらず、給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射の平均電力が二五マイクロワット以下である値を許容値とする。

6 | 二七三MHzを超え三二八・六MHz以下の周波数の電波を使用する電気通信業務を行うことを目的として開設する無線呼出局の送信設備のスプリアス発射の強度は、第一項の規定にかかわらず、基本周波数の平均電力が二五ワット以下の送信設備にあつては給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射の平均電力が二・五マイクロワット以下、基本周波数の平均電力が二五ワットを超える送信設備にあつては給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射の平均電力が基本周波数の平均電力より七〇デシベル低く、かつ、一ミリワット以下である値を許容値とする。

7 | 三三三・五MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用する航空移動業務の無線局、放送中継を行う無線局（放送番組の素材又は放送番組を中継することを目的として開設する無線局であつて、放送の業務の用に供するものをいう。以下同じ。）、地球局、宇宙局及びアマチュア局の送信設備（多重通信路のものを除く。）のスプリアス発射の強度は、第一項の規定にかかわらず、給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射の平均電力が基本周波数の平均電力より六〇デシベル低く、かつ、一ミリワット以下である値を許容値とする。

8 | 八三〇MHzを超え八八七MHz以下の周波数の電波を使用する航空機無線電話通信（電気通信業務を行うことを目的として開設された携帯基地局と携帯局）（航空機において運用するものに限る。）との間で通話のために行われる単



一 通信路の無線通信及びその無線通信の制御のために行われる無線通信をいう。以下同じ。( ) を行う無線局又は航空機無線電話通信を行う携帯基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局(以下「航空機無線電話通信設備の試験のための通信等を行う無線局」という。)( の送信設備のスプリアス発射の強度は、第一項の規定にかかわらず、給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射の平均電力が、基本周波数の平均電力が二五ワット以下の送信設備にあつては二・五マイクロワット以下である値を、基本周波数の平均電力が二五ワットを超える送信設備にあつては基本周波数の平均電力より七〇デシベル低い値を許容値とする。

9 携帯無線通信(電気通信業務を行うことを目的として、携帯して使用するために開設され又は自動車その他の陸上を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と陸上移動局との間で行われる無線通信)(第十一項第二号に規定する空港無線電話通信を除く。( )をいう。以下同じ。)( を行う無線局又は携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局若しくは基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局(以下「携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」という。)( の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとする。

一 通信方式に時分割多重方式又は時分割多元接続方式を使用する複信方式を用いる携帯無線通信(以下「時分割多元接続方式携帯無線通信」という。)( を行う無線局及び無線通信の通信方式に同方式を用いる携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(以下「時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」という。)( の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射の平均電力が基本周波数の平均電力より六〇デシベル以

上低い値又は二・五マイクロワット以下である値とする。

二 通信方式に符号分割多重方式又は符号分割多元接続方式を使用する複信方式を用いる携帯無線通信（次号に掲げるものを除く。以下「符号分割多元接続方式携帯無線通信」という。）を行う無線局及び無線通信の通信方式に同方式を用いる携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（以下「符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」という。）の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、総務大臣が別に告示する値とする。

三 通信方式に、時分割多重方式と符号分割多重方式を組み合わせた多重方式又は時分割多重方式と符号分割多重方式を組み合わせた多重方式の信号を受信し符号分割多元接続方式を使用する複信方式を用いる携帯無線通信（以下「時分割・符号分割多重方式携帯無線通信」という。）を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信の用に供する無線設備の試験のための通信等を行う無線局（以下「時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」という。）の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、総務大臣が別に告示する値とする。

10 次に掲げる送信設備のスプリアス発射の強度は、第一項及び第四項の規定にかかわらず、給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射の平均電力が基本周波数の平均電力より六〇デシベル以上低い値又は二・五マイクロワット以下である値を許容値とする。

一 デジタルMCA陸上移動通信（一定の区域において二以上の無線局に共通に割り当てられた周波数の電波のうちからデジタルMCA制御局（使用する電波の周波数を指示して通信の中継を行う陸上移動中継局であつて、二以上の通信の中継を同時に行うことができるものをいう。以下同じ。）の指示する周波数の電波を使用して当該デジタルMCA制御局と陸上移

動局若しくはデジタル指令局(デジタルMCA制御局の中継により陸上移動局と通信を行う基地局をいう。以下同じ。)との間で行われる無線通信及びその無線通信の中継のためデジタルMCA制御局相互間で行われる無線通信並びにそれらの無線通信の制御のために行われる無線通信をいう。以下同じ。)を行う無線局又はデジタルMCA制御局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局(以下「デジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局」という。)の送信設備であつて、八三六MHzを超え九一五MHz以下又は一、四五三MHzを超え一、五二五MHz以下の周波数の電波を使用するもの

二 実数零点単側波変調方式の無線局の送信設備であつて一四二MHzを超え一七〇MHz以下又は三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの及び狭帯域デジタル通信方式(変調方式が四分の一シフト四相位相変調、オフセット四相位相変調、一六値直交振幅変調又はマルチサブキャリア一六値直交振幅変調であるものをいう。以下同じ。)の無線局の送信設備であつて一四二MHzを超え一七〇MHz以下、一五五MHzを超え二七五MHz以下又は三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの。ただし、海岸局、航空局、実験局及びアマチュア局並びに総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

三 市町村デジタル防災無線通信(一)の市町村又は特別区の区域の範囲内の地域において防災行政事務を行うことを目的として開設された固定局であつて変調方式が一六値直交振幅変調であるもの相互間で行われる無線通信をいう。以下同じ。)を行う固定局の送信設備であつて、五四MHzを超え七〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの

11 次に掲げる送信設備のスプリアス発射の強度は、第一項の規定にかかわらず、給電線に供給される周波数<sup>11</sup>ことのスプリアス発射の平均電力が基本周波数の平均電力より六〇デシベル低く、かつ、一ミリワット以下である値を許

容値とする。

一 M C A 陸上移動通信)一定の区域において二以上の無線局に共通に割り当てられた二以上の周波数の電波のうちから M C A 制御局)使用する電波の周波数を指示して通信の中継を行う陸上移動中継局であつて、二以上の通信の中継を同時に行うことができるもの(デジタル M C A 制御局を除く。)をいう。以下同じ。( )の指示する周波数の電波を使用して当該 M C A 制御局と陸上移動局若しくは指令局) M C A 制御局の中継により陸上移動局と通信を行う基地局をいう。以下同じ。( )の間で行われる単一通信路の無線通信及びその無線通信の中継のため M C A 制御局相互間で行われる無線通信並びにそれらの無線通信の制御のために行われる無線通信をいう。以下同じ。( )を行う無線局又は M C A 陸上移動通信を行う M C A 制御局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局)以下「M C A 陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局」という。)の送信設備であつて、八五〇 MHz を超え九一五 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの

二 空港無線電話通信)専ら飛行場及びこれに隣接する一定の区域において電気通信業務を行うことを目的として開設された基地局と陸上移動局との間で通話のために行われる単一通信路の無線通信及びその無線通信の制御のために行われる無線通信をいう。以下同じ。( )を行う無線局又は空港無線電話通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局若しくは基地局と陸上移動局との間の空港無線電話通信が不可能な場合、その中継を行う無線局)以下「空港無線電話通信設備の試験のための通信等を行う無線局」という。( )の送信設備であつて、八三〇 MHz を超え八八七 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの

三 簡易無線局の送信設備であつて、九〇三 MHz を超え九〇五 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの

四 一、二二五 MHz を超え一、六九〇 MHz 以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局の送信設備（第九項第一号、前項第一号及び第一号に規定するものを除く。）

12 四七〇 MHz を超える周波数の電波を使用する無線測位を行うための送信設備のスプリアス発射の強度は、第一項の規定にかかわらず、給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射の平均電力が基本周波数の平均電力より四〇デシベル低い値を許容値とする。

13 映像信号搬送波と音声信号搬送波を同時に増幅する方式の送信設備のスプリアス発射（色信号副搬送波と音声信号搬送波の相互変調によつて生ずるものに限る。）の強度は、第一項の規定にかかわらず、映像信号搬送波の平均電力より四〇デシベル低い値を許容値とする。

14 基本周波数の平均電力が一ワット以下の送信設備（一五六 MHz を超え一七四 MHz 以下の周波数の電波を使用する船上通信設備、第八項の送信設備、第九項第二号及び第三号の送信設備を除く。）のスプリアス発射の強度の許容値は、前各項の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとする。

一 七七九 MHz を超え七八八 MHz 以下及び七九七 MHz を超え八〇六 MHz 以下の周波数の電波を使用するラジオマイク（以下「特定ラジオマイク」という。）の陸上移動局の送信設備、コードレス電話の無線局（施行規則第六条第四項第一号に規定する無線局をいう。以下同じ。）の送信設備、一、二二五 MHz を超え一、二六〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局の送信設備、七三・六 MHz を超え一、二六〇 MHz、一〇・五 GHz を超え一〇・五五 GHz 以下又は二四・〇五 GHz を超え二四・二五 GHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局（施行規則第六条第四項第二号に規定する無線局をいう。以下同じ。）の送信設備、小電力セキュリティシステムの無線局（施行規則第六条第四項第三号に規定する無線局をいう。以下同じ。）の送信設備及び道路交通情報通信を行う無線局（二・五 GHz 帯の周波数の電波を使

用し、道路交通に関する情報を送信する特別業務の局をいう。以下同じ。）の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射の平均電力が二・五マイクロワット以下である値とする。

二、二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備であつて周波数ホッピング方式を用いるもの及び小電力データ通信システムの無線局（施行規則第六条第四項第四号に規定する無線局をいう。以下同じ。）の送信設備であつて、二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用するものの給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、スプリアス発射の—MHzの帯域幅における平均電力が次の表に定める値以下である値とする。

周波数帯	スプリアス発射の—MHzの帯域幅における平均電力の許容値
二、三八七MHz未滿及び二、四九六・五MHzを超えるもの	二・五マイクロワット以下
二、三八七MHz以上二、四〇〇MHz未滿及び二、四八三・五MHzを超え二、四九六・五MHz以下	二五マイクロワット以下

三、二、四二五MHzを超え二、四七五MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の送信設備であつて周波数ホッピング方式を用いるものの給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、スプリアス発射の—MHzの帯域幅における平均電力が二・五マイクロワット以下である値とする。

四、小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて、二、四七一MHz以上二、四九七MHz以下の周波数の電波を使用するものの給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、次の表に定めるとおり

とする。

周波数帯	スプリアス発射の平均電力の許容値
二、四五八MHz未満及び二、五一〇MHzを超えるもの	二・五マイクロワット以下
二、四五八MHz以上二、四七一MHz未満及び二、四九七MHzを超え二、五一〇MHz以下	二五マイクロワット以下

五 小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて、屋内において五、一八〇MHz、五、二二〇MHz、五、二二〇MHz、五、二四〇MHz、五、二六〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz若しくは五、三三〇MHzの周波数の電波を使用するもの又は航空機内において五、一八〇MHz、五、二二〇MHz、五、二二〇MHz若しくは五、二四〇MHzの周波数の電波を使用するものの給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、一MHzの帯域幅における平均電力が、五、一四〇MHz未満又は五、三六〇MHzを超える周波数帯において、二・五マイクロワット以下であること。

六 小電力データ通信システムの無線局の送信設備のうち、二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数の電波であつて二四・七七GHz若しくは二四・七七GHzに一〇MHzの整数倍を加えたもの又は二七・〇二GHz以上二七・四六GHz以下の周波数の電波であつて二七・〇二GHz若しくは二七・〇二GHzに一〇MHzの整数倍を加えたものを使用するものの給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、二四・七〇五GHz未満、二五・二九五GHzを超え二六・九五五GHz未満及び二七・五二五GHzを超える任意の一MHzの帯域幅における平均電力が一マイクロワット以下である値とする。

七 三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用する送信設備(第七項の送信設備、コードレス電話の無線局の送信設備、特定小電力無線)

線局の送信設備、小電力セキュリティシステムの無線局の送信設備及び多重通信路の送信設備を除く。）、狭域通信システムの陸上移動局（施行規則第六条第四項第七号の狭域通信システムの陸上移動局をいう。以下同じ。）、狭域通信システムの基地局（五・七七〇GHzを超え五・八一〇GHz以下の周波数の電波を使用し、狭域通信システムの陸上移動局と通信を行うために開設された基地局をいう。以下同じ。）及び狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局（施行規則第六条第四項第七号の狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）の送信設備並びに第九項第一号、第十項各号及び第十一項各号の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射の平均電力が二五マイクロワット以下である値とする。

八 三〇MHz以下の周波数の電波を使用する送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射の平均電力が一ミリワット以下である値とする。

九 五四・二五GHzを超え五九GHz以下の周波数の電波を使用する送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射の平均電力が五〇マイクロワット以下である値とする。

十 市町村デジタル防災無線通信を行う固定局の送信設備であつて五四MHzを超え七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものスプリアス発射の強度の許容値は、給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射の平均電力が二五マイクロワット以下である値とする。

十一 一七・七GHzを超え一八・七二GHz以下及び一九・二二GHzを超え一九・七GHz以下の周波数の電波を使用する無線局（固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。）の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、スプリアス発射の一MHzの帯域幅における平均電力が五〇マイ



クロワット以下である値とする。

十二 九五二MHz以上九五四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、総務大臣が別に告示する値とする。

十三 その他の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射の平均電力が一〇〇マイクロワット以下である値とする。

15 デジタルコードレス電話の無線局施行規則第六条第四項第五号に規定する無線局をいう。以下同じ。( )、PHSの陸上移動局(施行規則第六条第四項第六号で規定する無線局をいう。以下同じ。( )、PHSの基地局(一、八四・六五MHz以上一、九一九・四五MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてPHSの陸上移動局と通信を行うために開設された基地局をいう。以下同じ。)、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びPHSの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局)以下、PHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局」という。)の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、第一項、第十一項第四号及び前項の規定にかかわらず、給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射の継続する時間における平均の電力が次の各号に定める値以下であること。

一 デジタルコードレス電話の無線局の送信設備

一、八九三・五MHzを超え一、九一九・六MHz以下の周波数に対しては二五〇ナノワット、一、八九三・五MHz以下の周波数及び一、九一九・六MHzを超える周波数に対しては二・五マイクロワット

二 PHSの無線局の送信設備

一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数に対しては任意の1MHzの帯域幅における平均電力が七九四ナノワット、一、八八四・五MHz

未滿の周波数及び一、九一九・六MHzを超える周波数に対しては離調周波数（搬送波の周波数からの差の周波数をいう。以下同じ。）が二・二五MHz以上となる周波数帯における任意の一MHzの帯域幅における平均電力が七九四ナノワット、一、九二〇MHz以上一、九八〇MHz以下の周波数及び二、一〇MHz以上二、一七〇MHz以下の周波数に対しては離調周波数が二・二五MHz以上となる周波数帯における任意の一MHzの帯域幅における平均電力が二五二ナノワット

16 基本周波数の平均電力が一ワット以下の船舶局、気象援助局及び簡易無線局（一三・五六MHz、三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下、九〇三MHzを超え九〇五MHz以下及び五〇・四GHzを超え五一・四GHz以下の周波数の電波を使用するもの並びに実数零点単側波帯変調方式及び狭帯域デジタル通信方式のものを除く。）の送信設備には、第一項、第三項及び第十四項の規定を適用しない。

17 生存艇（救命艇及び救命いかだをいう。以下同じ。）及び救命浮機の送信設備、双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話、搜索救助用レーダートランスポンダ並びに航空機用救命無線機には、第一項、第三項、第五項、第七項、第十二項及び第十四項の規定を適用しない。

18 四〇六MHzから四〇六・一MHzまで及び二二・五MHzの周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識、航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機のスプリアス発射の強度は、第一項、第五項、第七項及び第十四項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する。

19 国際移動通信衛星機構が監督する法人が開設する人工衛星局（以下「インマルサット人工衛星局」という。）の中継により海岸地球局と通信を行うために開設する船舶地球局（以下「インマルサット船舶地球局」という。）の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとする。

一 インマルサット船舶地球局のインマルサットA型の送信設備

イ 無変調時におけるスプリアス発射（高調波発射を除く。）の等価等方輻射電力の強度の許容値は、任意の4kHz幅において別図第一号に示す曲線の値とする。ただし、一、六三六・五MHzから一、六四五MHzまでの周波数帯における無変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の値は、次の表に定めるとおりとする。

離調周波数	スプリアス発射の強度の許容値
二五kHz以下	基本周波数の等価等方輻射電力より五〇デシベル低い値
二五kHzを超えるもの	基本周波数の等価等方輻射電力より六〇デシベル低い値

ロ 高調波発射（一八GHz以下の周波数のものに限る。）の強度の許容値は、等価等方輻射電力が（・）二二三デシベル（一）ワットを〇デシベルとする。（）以下である値とする。

二 インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の送信設備

イ 無変調時におけるスプリアス発射（高調波発射を除く。）の等価等方輻射電力の強度の許容値は、任意の三kHz幅において別図第一号に示す曲線の値とする。ただし、離調周波数が一MHz以下の範囲における無変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、次の表に定めるとおりとする。

離調周波数	スプリアス発射の強度の許容値
五kHz以下	基本周波数の等価等方輻射電力より二五デシベル低い値
五kHzを超え一〇〇kHz以下	基本周波数の等価等方輻射電力より四五デシベル低い値
一〇〇kHzを超え一MHz以下	基本周波数の等価等方輻射電力より四五デシベル低い値

ロ 高調波発射（一八 GHz 以下の周波数のものに限る。）の強度の許容値は、等価等方輻射電力が（・）二五デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）以下である値とする。

三 インマルサット船舶地球局のインマルサット B 型の送信設備

イ 変調時におけるスプリアス発射（高調波発射を除く。）の等価等方輻射電力の強度の許容値は、任意の四 kHz 幅において別図第一号に示す曲線の値とする。ただし、一、六二六・四 MHz から一、六四六・六 MHz までの周波数帯における変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、離調周波数が一〇〇 kHz（無線高速データによる通信を行う場合にあつては、五〇〇 kHz）を超えるものに対して無変調時の基本周波数の等価等方輻射電力より六〇デシベル低い値とする。

ロ 高調波発射（一八 GHz 以下の周波数のものに限る。）の強度の許容値は、等価等方輻射電力が（・）二三デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）以下である値とする。

四 インマルサット船舶地球局のインマルサット M 型の送信設備

イ 変調時におけるスプリアス発射（高調波発射を除く。）の等価等方輻射電力の強度の許容値は、無線設備の種類に応じて次の（1）又は（2）に定めるとおりとする。

(1) 標準同調範囲型の無線設備

任意の四 kHz 幅において別図第一号に示す曲線の値とする。ただし、一、六二六・四 MHz から一、六四六・六 MHz までの周波数帯における変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、離調周波数が一〇〇 kHz を超えるものに対して無変調時の基本周波数の等価等方輻射電力より六〇デシベル低い値とする。

(2) 限定同調範囲型の無線設備

任意の四kHz幅において別図第一号に示す曲線の値とする。ただし、一、六三一・四MHzから一、六四六・六MHzまでの周波数帯における変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、離調周波数が一〇〇kHzを超えるものに対して無変調時の基本周波数の等価等方輻射電力より六〇デシベル低い値とする。

□ 高調波発射（一八GHz以下の周波数のものに限る。）の強度の許容値は、等価等方輻射電力が（・）三三デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）以下である値とする。

五 インマルサット船舶地球局のインマルサットF型の送信設備

イ 無変調時におけるスプリアス発射（高調波発射を除く。）の等価等方輻射電力の強度許容値は、任意の四kHz幅において別図第一号に示す曲線の値とする。ただし、一、六二六・四MHzから一、六六〇・六MHzまでの周波数帯における無変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、離調周波数が一〇〇kHzを超えるものに対して無変調時の基本周波数の等価等方輻射電力より六〇デシベル低い値とする。

□ 高調波発射（一八GHz以下の周波数のものに限る。）の強度の許容値は、等価等方輻射電力が（・）三三デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）以下である値とする。

20 航空機地球局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、第一項の規定にかかわらず次の各号に定めたとおりとする。

- 一 航空機地球局の送信設備のうち一、六二六・五MHzを超え一、六六〇・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの（無線高速データ通信が可能なものを除く。）の単一の変調時におけるスプリアス発射の強度の許容値は、次の表に定めたとおりとする。ただし、搬送波の周波数の（±）三五MHzの範囲内については、この限りでない。

周波数帯	スプリアス発射の強度の許容値
------	----------------

	一、五二五㎒以下 射電力より一三五デシベル低い値	任意の四㎒幅において基本周波数の等価等方輻
	一、五二五㎒を超 え一、五五九㎒以 下	任意の四㎒幅において基本周波数の等価等方輻 射電力より二〇三デシベル低い値
	一、五五九㎒を超 え一、五六五㎒以 下	任意の四㎒幅において基本周波数の等価等方輻 射電力より一三五デシベル低い値
	一、五六五㎒を超 え一、五八五㎒以 下	任意の一㎒幅において基本周波数の等価等方輻 射電力より一五五デシベル低い値
	一、五八五㎒を超 え一、五九八㎒以 下	任意の四㎒幅において基本周波数の等価等方輻 射電力より一〇五デシベル低い値
	一、五九八㎒を超 え一、六〇五㎒以 下	任意の一㎒幅において基本周波数の等価等方輻 射電力より一〇五デシベル低い値
	一、六〇五㎒を超 え一、六一〇㎒以 下	任意の一㎒幅において基本周波数の等価等方輻 射電力より八五デシベル低い値
	一、六一〇㎒を超 え一、七三五㎒以 下	任意の四㎒幅において基本周波数の等価等方輻 射電力より五五デシベル低い値
	一、七三五㎒を超 え 一一一GHz以下	任意の四㎒幅において基本周波数の等価等方輻 射電力より一〇五デシベル低い値

一 二 GHz を超え一八 GHz 以下  
 任意の四 ㎐ 幅において基本周波数の等価方輻射電力より七〇デシベル低い値

二 航空機地球局の送信設備のうち一、六二六・五 ㎐ を超え一、六六〇・五 ㎐ 以下の周波数の電波を使用するもの（無線高速データ通信が可能なものに限る。）のサブリアス発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

イ 変調時におけるサブリアス発射（高調波発射を除く。）の等価方輻射電力の強度の許容値は、任意の四 ㎐ 幅において別図第一号に示す曲線の値とする。ただし、一、六二六・四 ㎐ から一、六六〇・六 ㎐ までの周波数帯における無変調時の周波数ごとのサブリアス発射の強度の許容値は、離調周波数が一〇〇 ㎐ を超えるものに対して無変調時の基本周波数の等価方輻射電力より六〇デシベル低い値とする。

ロ 高調波発射（一八 GHz 以下の周波数のものに限る。）の強度の許容値は、等価方輻射電力が（一）二三デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）以下である値とする。

三 航空機地球局の送信設備のうち一四 GHz を超え一四・五 GHz 以下の周波数の電波を使用するもののサブリアス発射の強度の許容値は、次の表に定めるとおりとする。

離調周波数の範囲	サブリアス発射の強度の許容値
発射する搬送波の必要周波数帯幅の中心から必要周波数帯幅の（±）二五〇パーセントの範囲の外（±）二五〇パーセントの値を含む。）	43+10 log(P) dBc 又は六〇dBcのいずれか低い値（注）
発射する搬送波の必要	基本周波数の平均電力が一〇ワット以下の

<p>周波数帯幅の中心から必要周波数帯幅の(±)二五〇パーセントの範囲の内(±)二五〇パーセントの値を除く。(かつ必要周波数帯幅の範囲の外)</p>	<p>送信設備にあつては一〇〇マイクロワット以下、基本周波数の平均電力が一〇ワットを超える送信設備にあつては基本周波数の平均電力より五〇デシベル低く、かつ、一〇ミリワット以下である値</p>
--	---

注 Pは平均電力(W)、dBcは搬送波の平均電力に対する四kHz当たりのスプリアス発射の平均電力の相対値

21 インマルサット人工衛星局の中継により携帯基地地球局と通信を行うために開設する携帯移動地球局(以下「インマルサット携帯移動地球局」という。)の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットA型の送信設備  
第十九項第一号イ及びロに規定する条件に適合すること。
- 二 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットC型の送信設備  
第十九項第二号イ及びロに規定する条件に適合すること。
- 三 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットB型の送信設備
  - イ 無変調時におけるスプリアス発射(高調波発射を除く。)(の等価平方輻射電力の強度の許容値は、任意の四kHz幅において別図第一号に示す曲線の値とする。ただし、一、六二六・四MHzから一、六四六・六MHzまでの周波数帯における無変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、離調周波数が一〇〇kHz(無線高速データによる通信を行う場合にあつては、五〇〇kHz)を超えるものに対して無変調時の基本周波数の等価平方輻射電力より六〇デシベル低い値とする。
  - ロ 高調波発射(一八GHz以下の周波数のものに限る。)(の強度の許容値は、



第十九項第三号ロに規定する条件に適合すること。

四 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットM型の送信設備

イ 無変調時におけるスプリアス発射（高調波発射を除く。）の等価方輻射電力の強度の許容値は、任意の四kHz幅において別図第一号に示す曲線の値とする。ただし、一、六二六・四MHzから一、六六〇・六MHzまでの周波数帯における無変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、離調周波数が一〇〇kHzを超えるものに対して無変調時の基本周波数の等価方輻射電力より六〇デシベル低い値とする。

ロ 高調波発射（一八GHz以下の周波数のものに限る。）の強度の許容値は、第十九項第四項ロに規定する条件に適合すること。

五 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットミニM型の送信設備

第十九項第五号イ及びロに規定する条件に適合すること。

六 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットF型の送信設備

第十九項第五号イ及びロに規定する条件に適合すること。

七 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットD型の送信設備無変調時におけるスプリアス発射（高調波発射を除く。）の等価方輻射電力の強度の許容値は、別図第一号に示す曲線の値とする。

八 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットBGAN型の送信設備無変調時におけるスプリアス発射の等価方輻射電力の強度の許容値は、無変調時の基本周波数の等価方輻射電力より六〇デシベル低い値とする。

22 携帯移動衛星データ通信電気通信業務を行うことを目的として開設された携帯基地地球局と携帯移動地球局との間で、主としてデータ伝送のために行われる無線通信及びその無線通信の制御のために行われる無線通信をいう。以下同じ。）を行う携帯基地地球局及び携帯移動地球局の送信設備であつて、一四八MHzを超え一五〇・〇五MHz以下の周波数の電波を使用するもの

のスペリアス発射の強度は、第一項及び第四項の規定にかかわらず、給電線に供給される周波数ごとのスペリアス発射の平均電力が基本周波数の平均電力より六〇デシベル低い値を許容値とする。

23 携帯移動衛星通信(電気通信業務を行うことを目的として開設された携帯基地地球局と携帯移動地球局との間で、主として通話のために行われる無線通信及びその無線通信の制御のために行われる無線通信をいう。以下同じ。)を行う携帯移動地球局の送信設備であつて、一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用するもののスペリアス発射の強度の許容値は、第一項の規定にかかわらず、別図第一号に示す曲線の値とする。

24 一、八九三・六五MHz以上一、九一九・四五MHz以下の周波数の電波を使用する加入者系無線アクセス通信(端末設備又は自営電気通信設備と接続する固定局)電気通信業務を行うことを目的として開設されたものに限る。以下この項において同じ。( )と当該固定局と通信を行うために開設された固定局相互間で行われる無線通信及び当該無線通信を中継する固定局によるものをいう。以下同じ。( )を行う固定局(以下「一、九〇〇MHz帯加入者系無線アクセス通信を行う固定局」という。)(又は一、九〇〇MHz帯加入者系無線アクセス通信を行う固定局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局)以下「一、九〇〇MHz帯加入者系無線アクセス通信設備の試験のための通信等を行う無線局」という。( )の送信設備のスペリアス発射の強度は、第一項の規定にかかわらず、給電線に供給される周波数ごとのスペリアス発射の平均電力が、一、八九三・五MHzを超え一、九一九・六MHz以下の周波数に対しては二五〇ナノワット以下、一、八九三・五MHz以下の周波数及び一、九一九・六MHzを超える周波数に対しては二・五マイクロワット以下である値を許容値とする。

25 一一二GHzを超え一一・四GHz以下、一一一・六GHzを超え一一三GHz以下、二五・二五GHzを超え二七GHz以下、三八・〇五GHzを超え三八・五GHz以下又は三九・〇五GHz

を超え三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局（以下「二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局」という。）の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、第一項の規定にかかわらず、給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射の平均電力が五〇マイクロワット以下である値とする。

26 五GHz帯無線アクセスシステム（施行規則第六条第四項第八号に規定する五GHz帯無線アクセスシステムをいう。以下同じ。）の基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

27 九六〇MHzを超える周波数の電波を使用する宇宙無線通信を行う無線局（当該無線局の試験のために開設する無線局を含む。）の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、総務大臣が第一項、第二項、第一九項、第二〇項及び第二一項の規定を適用することが困難又は不合理であつて、かつ、他の無線通信に混信を与えないと認めるときは第一項、第二二項、第一九項、第二〇項及び第二一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する。

28 総務大臣は、混信の防止のため特に必要があると認めるときは、第一項から第二六項までの規定にかかわらず、スプリアス発射の強度の許容値を別に指定する。

### 第三節（略）

#### 第四節 特殊な装置

（選択呼出装置等）

第九条の二 次の表の上欄に掲げる無線局で別に告示するものについては、同表の下欄に掲げる装置で別に告示する技術的条件に適合するものを装置しななければならない。

### 第三節（略）

#### 第四節 特殊な装置

（選択呼出装置等）

第九条の二 次の表の上欄に掲げる無線局で別に告示するものについては、同表の下欄に掲げる装置で別に告示する技術的条件に適合するものを装置しななければならない。

	無線局	
(略)	(略)	呼出名称記憶装置 又は自動識別装置
陸上移動業務の無線局（PHSの陸上移動局）（施行規則第六條第四項第六号に規定する無線局をいう。以下同じ。）を除く。）、携帯移動業務の無線局及び簡易無線局		
2・3 (略)	(略)	
4 コードレス電話の親機（コードレス電話の無線局）（施行規則第六條第四項第一号に規定する無線局をいう。以下同じ。）のうち、三八〇・二二二五MHz以上、三八一・三二二五MHz以下の電波を使用するものをいう。以下同じ。）の呼出名称記憶装置及び識別装置は、別に告示する技術的条件に適合するものでなければならぬ。		
5 (略)		
6 デジタルコードレス電話の親機（デジタルコードレス電話の無線局）（施行規則第六條第四項第五号に規定する無線局をいう。以下同じ。）のうち、主として固定して使用されるもの（無線通信を中継する機能を備えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の呼出名称記憶装置及び識別装置は、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものでなければならぬ。		
(緊急警報信号発生装置)		
第九條の三 緊急警報信号発生装置は、次の各号の条件に適合する緊急警報信号を発生するものでなければならない。ただし、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成十五年総務省令第二十六号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）において別に定めるものについては、この限りでない。		
一 周波数偏位方式により変調されたものであつて、マーク周波数が一、〇		

	無線局	
(略)	(略)	呼出名称記憶装置 又は自動識別装置
陸上移動業務の無線局（PHSの陸上移動局を除く。）、携帯移動業務の無線局及び簡易無線局		
2・3 (略)	(略)	
4 コードレス電話の親機（コードレス電話の無線局のうち、三八〇・二二二五MHz以上、三八一・三二二五MHz以下の電波を使用するものをいう。以下同じ。）の呼出名称記憶装置及び識別装置は、別に告示する技術的条件に適合するものでなければならぬ。		
5 (略)		
6 デジタルコードレス電話の親機（デジタルコードレス電話の無線局のうち、主として固定して使用されるもの（無線通信を中継する機能を備えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の呼出名称記憶装置及び識別装置は、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものでなければならぬ。		
(緊急警報信号発生装置)		
第九條の三 緊急警報信号発生装置は、次の各号の条件に適合する緊急警報信号を発生するものでなければならない。ただし、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成十五年総務省令第二十六号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）において別に定めるものについては、この限りでない。		
一 周波数偏位方式により変調されたものであつて、マーク周波数が一、〇		

二四ヘルツ及びスペース周波数が六四〇ヘルツであること。この場合において、周波数の許容偏差は、それぞれ $(\pm)$ 百万分の一〇とする。

二位相は、周波数偏位時において連続していること。

三 伝送速度は、毎秒六四ビットであること。この場合において、伝送速度の許容偏差は、 $(\pm)$ 百万分の一〇とする。

四 歪率は、五パーセント以下であること。

五 構成は、別に告示するところによるものであること。

#### 第五節 混信防止機能

(混信防止機能)

第九条の四 法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 デジタルコードレス電話の無線局(第一号に規定するものを除く。以下この号及び次号において同じ。)

イ デジタルコードレス電話の親機と通信を行う場合にあつては、施行規則第六条の二第一号に規定する機能

ロ 二以上のデジタルコードレス電話の無線局相互間又はPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信であつて、デジタルコードレス電話の親機及びPHSの基地局(一、八八四・六五MHz以上一、九一九・四五MHz

以下の周波数の電波を使用し、主としてPHSの陸上移動局と通信を行うために開設された基地局をいう。以下同じ。)を介さない無線通信を行う場合にあつては、施行規則第六条の二第一号又は第三号に規定する機能

四 (略)

五 七三・六MHzを超え、一、二六〇MHz以下又は二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局(施行規則第

二四ヘルツ及びスペース周波数が六四〇ヘルツであること。この場合において、周波数の許容偏差は、それぞれ $(\pm)$ 百万分の一〇とする。

二位相は、周波数偏位時において連続していること。

三 伝送速度は、毎秒六四ビットであること。この場合において、伝送速度の許容偏差は、 $(\pm)$ 百万分の一〇とする。

四 歪率は、五パーセント以下であること。

五 構成は、別に告示するところによるものであること。

#### 第五節 混信防止機能

(混信防止機能)

第九条の四 法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 デジタルコードレス電話の無線局(第一号に規定するものを除く。以下この号及び次号において同じ。)

イ デジタルコードレス電話の親機と通信を行う場合にあつては、施行規則第六条の二第一号に規定する機能

ロ 二以上のデジタルコードレス電話の無線局相互間又はPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信であつて、デジタルコードレス電話の親機及びPHSの基地局を介さない無線通信を行う場合にあつては、施行規則第六条の二第一号又は第三号に規定する機能

四 (略)

五 七三・六MHzを超え、一、二六〇MHz以下又は二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局

六条第四項第二号に規定する無線局をいう。以下同じ。）

イ・ロ（略）

六〇八（略）

九 小電力セキュリティシステムの無線局（施行規則第六条第四項第三号に規定する無線局をいう。以下同じ。）及び小電力データ通信システムの無線局（施行規則第六条第四項第四号に規定する無線局をいう。以下同じ。）は、施行規則第六条の二第三号に規定する機能

十 狭域通信システムの陸上移動局（施行規則第六条第四項第七号に規定する陸上移動局をいう。以下同じ。）及び狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局（施行規則第六条第四項第七号に規定する無線局をいう。以下同じ。）は、施行規則第六条の二第二号に規定する機能

十一 5GHz帯無線アクセスシステム（施行規則第六条第四項第八号に規定する無線通信をいう。以下同じ。）の陸上移動局

イ 電気通信回線に接続する場合にあつては、施行規則第六条の二第二号に規定する機能

ロ 電気通信回線に接続しない場合にあつては、施行規則第六条の二第三号に規定する機能

## 第二章 送信設備

### 第一節 通則

（空中線電力の換算比）

第十二条 送信装置の搬送波電力、平均電力及び尖頭電力のそれぞれの換算比は、電波の型式に応じ、別表第四号に定めるとおりとする。

イ・ロ（略）

六〇八（略）

九 小電力セキュリティシステムの無線局及び小電力データ通信システムの無線局は、施行規則第六条の二第三号に規定する機能

十 狭域通信システムの陸上移動局及び狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局は、施行規則第六条の二第二号に規定する機能

十一 5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局

イ 電気通信回線に接続する場合にあつては、施行規則第六条の二第二号に規定する機能

ロ 電気通信回線に接続しない場合にあつては、施行規則第六条の二第三号に規定する機能

## 第二章 送信設備

### 第一節 通則

（空中線電力の換算比）

第十二条 送信装置の搬送波電力、平均電力及び尖頭電力のそれぞれの換算比は、電波の型式に応じ、別表第三号に定めるとおりとする。

(空中線電力の許容偏差)

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限(パーセン)	下限(パーセン)
一〜三の二 (略)	(略)	(略)
四 次に掲げる送信設備		
(一) 生存艇(救命艇及び救命いかだをいう。以下同じ。)	五〇	二〇
(二) 双方向無線電話		
(三) 船舶航空機間双方向無線電話		
五 (略)	(略)	(略)
六 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備(第四十九条の六の二から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三、第四十九条の十五及び第五十四条第一項第四号において無線設備の条件が定められている無線局並びに、一一五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通路の陸上移動業務の無線局の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項、八の項、九の項及び十一の項に掲げるものを除く。)	五〇	五〇
七〜十 (略)	(略)	(略)

(空中線電力の許容偏差)

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限(パーセン)	下限(パーセン)
一〜三の二 (略)	(略)	(略)
四 次に掲げる送信設備		
(一) 生存艇又は救命浮機の送信設備	五〇	二〇
(二) 双方向無線電話		
(三) 船舶航空機間双方向無線電話		
五 (略)	(略)	(略)
六 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備(第七条第八項、第九項各号、第十項各号、第十一項各号及び第十五項の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項、八の項、九の項及び十一の項に掲げるものを除く。)	五〇	五〇
七〜十 (略)	(略)	(略)

<p>十一 次に掲げる送信設備</p> <p>(一) 道路交通情報通信を行う無線局(二・五GHz帯の周波数の電波を使用し、道路交通に関する情報を送信する特別業務の局をいう。以下同じ。)の送信設備</p> <p>(二) 狭域通信システムの基地局(五・七七〇GHzを超え五・八一〇GHz以下の周波数の電波を使用し、狭域通信システムの陸上移動局と通信を行うために開設された基地局をいう。以下同じ。)の送信設備</p> <p>(三) 狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の送信設備</p> <p>十一 (略)</p>	<p>二〇</p>	<p>五〇</p>
--	-----------	-----------

2 (略)

3 国際移動通信衛星機構が監督する法人が開設する人工衛星局(以下「インマルサット人工衛星局」という。)(の中継により海岸地球局と通信を行うために開設する船舶地球局(以下「インマルサット船舶地球局」という。)(の無線設備、インマルサット人工衛星局の中継により携帯基地地球局と通信を行うために開設する携帯移動地球局(以下「インマルサット携帯移動地球局」という。)(の無線設備、海域で運用される構造物上に開設する無線局であつてインマルサット人工衛星局の中継により無線通信を行うものの無線設備、航空機地球局の無線設備のうち一、六二六・五MHzを超え一、六六〇・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの、衛星測位誤差補正情報を提供する無線航行陸上局の無線設備、衛星非常用位置指示無線標識、搜索救助用レーダートランスポンダ及び航空機用救命無線機の送信設備の空中線電力の許容偏差は、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する。

<p>十一 次に掲げる送信設備</p> <p>(一) 道路交通情報通信を行う無線局の送信設備</p> <p>(二) 狭域通信システムの基地局の送信設備</p> <p>(三) 狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の送信設備</p> <p>十一 (略)</p>	<p>二〇</p>	<p>五〇</p>
--	-----------	-----------

2 (略)

3 インマルサット船舶地球局の無線設備、インマルサット携帯移動地球局の無線設備、海域で運用される構造物上に開設する無線局であつてインマルサット人工衛星局の中継により無線通信を行うものの無線設備、航空機地球局の無線設備のうち一六二六・五MHzを超え一六六〇・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの、衛星測位誤差補正情報を提供する無線航行陸上局の無線設備、衛星非常用位置指示無線標識、搜索救助用レーダートランスポンダ及び航空機用救命無線機の送信設備の空中線電力の許容偏差は、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する。



第三章 受信設備

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならぬ。

2 (略)

3 八・五MHzを超え八五〇MHz以下、八六〇MHzを超え九〇一MHz以下又は九一五MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。)(並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。)(の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一・二 (略)

4~9 (略)

10 五GHz帯無線アクセスシステムの無線局、一七・七GHzを超え一八・七二GHz以下及び一九・二二GHzを超え一九・七GHz以下の周波数の電波を使用する無線局(固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。)(及び二二GHz帯、

第三章 受信設備

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならぬ。

2 (略)

3 八・五MHzを超え八五〇MHz以下、八六〇MHzを超え九〇一MHz以下又は九一五MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一・二 (略)

4~9 (略)

10 五GHz帯無線アクセスシステムの無線局、一七・七GHzを超え一八・七二GHz以下及び一九・二二GHzを超え一九・七GHz以下の周波数の電波を使用する無線局(固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。)(及び二二GHz帯、

二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（二二GHzを超え二二・四GHz以下、二二・六GHzを超え二三GHz以下、二五・二五GHzを超え二七GHz以下、三八・〇五GHzを超え三八・五GHz以下又は三九・〇五GHzを超え三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局をいう。以下同じ。）の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

（表・略）

11 （略）

12 四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

#### 第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

##### 第一節 中波放送を行う放送局の無線設備

第二十七条から三十三条まで 削除

第三十三条の二、第三十三の九 （略）

##### 第一節の二 短波放送を行う放送局の無線設備

第三十三条の十 （略）  
（変調方式）

二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

（表・略）

11 （略）

#### 第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

##### 第一節 削除

第二十七条から三十三条まで 削除

第三十三条の二、第三十三の九 （略）

##### 第一節の三 短波放送を行う放送局の無線設備

第三十三条の十 （略）  
（変調方式）

第三十三条の十一 短波放送を行う放送局の送信装置の変調方式は、両側波帯又は単側波帯による振幅変調でなければならない。

(単側波帯送信装置の搬送周波数)

第三十三条の十二 単側波帯により短波放送を行う放送局の送信装置(以下この節において「単側波帯送信装置」という。)の搬送周波数は、当該単側波帯送信装置に係る割当周波数から二・五kHz低いものでなければならない。

(単側波帯送信装置の搬送波電力)

第三十三条の十三 単側波帯送信装置の搬送波電力は、一の変調周波数によつて飽和レベルで変調したときの尖頭電力より、 $\pm$ 六デシベル(±)〇・五デシベル低い値でなければならない。

(単側波帯送信装置が使用する側波帯)

第三十三条の十四 単側波帯送信装置が使用する側波帯は、上側波帯でなければならない。

2 単側波帯送信装置の不要側波帯の抑圧は、一、〇〇〇ヘルツの変調周波数により送信出力の飽和レベルで変調したとき、希望単側波帯信号値に対して二五デシベル以上でなければならない。

(単側波帯送信装置の総合周波数特性)

第三十三条の十五 単側波帯送信装置の総合周波数特性は、一五〇ヘルツから四、〇〇〇ヘルツまでの変調周波数において、四〇〇ヘルツの変調周波数により五〇パーセント(一)の変調周波数によつて飽和レベルで変調したときを一〇〇パーセントとし、側波帯出力電圧の一〇〇パーセント時との比(一)の変調をした場合を基準として、その偏差が別図第一号の二の二に示す許容限界の範囲内になければならない。

(単側波帯送信装置の総合歪率)

第三十三条の十六 単側波帯送信装置の総合歪率は、二〇〇ヘルツ、一、〇〇〇ヘルツ及び三、〇〇〇ヘルツの変調周波数によつて三〇パーセント(一)の

第三十三条の十一 短波放送を行う放送局の送信装置の変調方式は、単側波帯による振幅変調でなければならない。

(搬送周波数)

第三十三条の十二 短波放送を行う放送局の送信装置の搬送周波数は、当該送信装置に係る割当周波数から二・五kHz低いものでなければならない。

(搬送波電力)

第三十三条の十三 短波放送を行う放送局の送信装置の搬送波電力は、一の変調周波数によつて飽和レベルで変調したときの尖頭電力より、 $\pm$ 二デシベル(±)一デシベル低い値でなければならない。

(側波帯)

第三十三条の十四 短波放送を行う放送局の送信装置が使用する側波帯は、上側波帯でなければならない。

2 短波放送を行う放送局の送信装置の不要側波帯の抑圧は、一、〇〇〇ヘルツの変調周波数により送信出力の飽和レベルで変調したとき、希望単側波帯信号値に対して二五デシベル以上でなければならない。

(総合周波数特性)

第三十三条の十五 短波放送を行う放送局の送信装置の総合周波数特性は、一五〇ヘルツから四、〇〇〇ヘルツまでの変調周波数において、四〇〇ヘルツの変調周波数により五〇パーセント(一)の変調周波数によつて飽和レベルで変調したときを一〇〇パーセントとし、側波帯出力電圧の一〇〇パーセント時との比(一)の変調をした場合を基準として、その偏差が別図第一号の二の二に示す許容限界の範囲内になければならない。

(総合歪率)

第三十三条の十六 短波放送を行う放送局の送信装置の総合歪率は、二〇〇ヘルツ、一、〇〇〇ヘルツ及び三、〇〇〇ヘルツの変調周波数によつて八〇パ

変調周波数によつて飽和レベルで変調したときを一〇〇パーセントとし、側波帯出力電圧の一〇〇パーセント時との比)の変調をしたとき、一〇パーセント以下でなければならぬ。

(単側波帯送信装置の信号対雑音比)

第三十三條の十七 単側波帯送信装置の信号対雑音比は、一、〇〇〇ヘルツの変調周波数によつて八〇パーセント)一の変調周波数によつて飽和レベルで変調したときを一〇〇パーセントとし、側波帯出力電圧の一〇〇パーセント時との比)の変調をしたとき、五〇デシベル以上でなければならぬ。

(両側波帯により短波放送を行う放送局の送信装置への準用)

第三十三條の十八 第三十三條の三第一号、第三十三條の五第一号、第三十三條の六第一号及び第三十三條の七第一号の規定は、両側波帯により短波放送を行う放送局の送信装置に準用する。

(予備電源装置)

第三十三條の十九 第三十三條の九の規定は、短波放送を行う放送局の放送無線設備に準用する。

(削除)

第二節 第二節の四の二 (略)

一)セメント)一の変調周波数によつて飽和レベルで変調したときを一〇〇パーセントとし、側波帯出力電圧の一〇〇パーセント時との比)の変調をしたとき、五パーセント以下でなければならぬ。

(信号対雑音比)

第三十三條の十七 短波放送を行う放送局の送信装置の信号対雑音比は、一、〇〇〇ヘルツの変調周波数によつて八〇パーセント)一の変調周波数によつて飽和レベルで変調したときを一〇〇パーセントとし、側波帯出力電圧の一〇〇パーセント時との比)の変調をしたとき、五〇デシベル以上でなければならぬ。

(予備電源装置)

第三十三條の十八 第三十三條の九の規定は、短波放送を行う放送局の放送無線設備に準用する。

(送信装置の特例)

第三十三條の十九 A三E電波を使用する短波放送を行う放送局の送信装置は、第三十三條の十一から第三十三條の十七までの規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものでなければならぬ。

2) H三E電波を使用する短波放送を行う放送局の送信装置は、第三十三條の十三、第三十三條の十四第一項及び第三十三條の十六の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものでなければならぬ。

第二節 第二節の四の二 (略)

第二節の四の三 音声信号副搬送波を使用する伝送方式による標準  
テレビジョン・データ多重放送を行う放送局の無線設  
備

(変調度等)

第三十七条の二十九 (略)

2 (略)

3 データ信号副搬送波の帯域通過フィルタは、別表第五号に示す減衰特性を有するものでなければならない。

第二節の十二 番組素材中継又は放送番組中継を行う無線局の無線設備

(番組素材中継を行う無線局の無線設備)

第三十七条の二十七の二十一 番組素材中継を行う無線局(放送番組の素材を中継することを目的として開設する無線局をいう。以下同じ。)のうち放送番組の素材を中継することを目的として開設するものをいう。以下同じ。(のうち固定局の無線設備であつて、D七W電波又はG七W電波三・四五六GHzを超え三・六GHz以下、五・八五GHzを超え五・九二五GHz以下、六・四二五GHzを超え六・五七GHz以下、六・八七GHzを超え七・一二五GHz以下、一〇・二五GHzを超え一〇・四五GHz以下、一〇・五五GHzを超え一〇・六八GHz以下又は一一・九五GHzを超え一二・二五GHz以下の周波数の電波を使用するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一〜三 (略)

2 (略)

(放送番組中継を行う固定局の無線設備)

第二節の四の三 音声信号副搬送波を使用する伝送方式による標準  
テレビジョン・データ多重放送を行う放送局の無線設  
備

(変調度等)

第三十七条の二十九 (略)

2 (略)

3 データ信号副搬送波の帯域通過フィルタは、別表第三号の二に示す減衰特性を有するものでなければならない。

第二節の十二 放送中継を行う無線局の無線設備

(番組素材中継を行う無線局の無線設備)

第三十七条の二十七の二十一 番組素材中継を行う無線局(放送中継を行う無線局のうち放送番組の素材を中継することを目的として開設するものをいう。以下同じ。)のうち固定局の無線設備であつて、D七W電波又はG七W電波三・四五六GHzを超え三・六GHz以下、五・八五GHzを超え五・九二五GHz以下、六・四二五GHzを超え六・五七GHz以下、六・八七GHzを超え七・一二五GHz以下、一〇・二五GHzを超え一〇・四五GHz以下、一〇・五五GHzを超え一〇・六八GHz以下又は一一・九五GHzを超え一二・二五GHz以下の周波数の電波を使用するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一〜三 (略)

2 (略)

(放送番組中継を行う固定局の無線設備)

第三十七条の二十七の二十二 放送番組中継を行う固定局（放送番組を中継することを目的として開設する固定局をいう。以下同じ。）のうちデジタル方式を使用するものの無線設備であつて、三・四五六GHzを超え一三・二五GHz以下の周波数の電波を使用するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならぬ。

一～三（略）

2（略）

第三十八条の三 旅客船又は総トン数三〇〇トン以上の船舶の義務船舶局等には、次の各号に掲げる設備を同時に六時間以上（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）（第二条の規定に基づく命令による非常電源を備えるものについては、一時間以上）連続して動作させるための電力を供給することができる補助電源を備えなければならない。ただし、総務大臣が別に告示する義務船舶局等については、この限りでない。

一 F三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う船舶局の無線設備であつて、無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するもの

二・三（略）

第四十条の二 F三E電波を使用する電線局であつて無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するもの及び船上通信設備を使用するものの送信装置は、第五十八条に規定する条件のほか、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。

一（略）

二 総合歪及び雑音は、一、〇〇〇ヘルツの周波数によつて最大周波数偏移の七〇パーセントの偏移を行ったとき、その全出力とそれに含まれる不要成分との比が二〇デシベル以上のものであること。

2～4（略）

第三十七条の二十七の二十二 放送番組中継を行う固定局（放送中継を行う固定局のうち放送番組を中継することを目的として開設するものをいう。以下同じ。）のうちデジタル方式を使用するものの無線設備であつて、三・四五六GHzを超え一三・二五GHz以下の周波数の電波を使用するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一～三（略）

2（略）

第三十八条の三 旅客船又は総トン数三〇〇トン以上の船舶の義務船舶局等には、次の各号に掲げる設備を同時に六時間以上（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）（第二条の規定に基づく命令による非常電源を備えるものについては、一時間以上）連続して動作させるための電力を供給することができる補助電源を備えなければならない。ただし、総務大臣が別に告示する義務船舶局等については、この限りでない。

一 F三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う船舶局の無線設備であつて、無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するもの

二・三（略）

第四十条の二 F三E電波を使用する電線局であつて無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するもの及び船上通信設備を使用するものの送信装置は、第五十八条に規定する条件のほか、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。

一（略）

二 総合歪及び雑音は、一、〇〇〇ヘルツの周波数によつて最大周波数偏移の七〇パーセントの偏移を行ったとき、その全出力とそれに含まれる不要成分との比が二〇デシベル以上のものであること。

2～4（略）

(デジタル選択呼出装置)

第四十条の五 船舶局のデジタル選択呼出装置は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 選択呼出信号の条件

イ (略)

ロ 無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用する無線設備に装置するデジタル選択呼出装置の選択呼出信号は、次の条件に適合すること。

(1) マーク周波数が一、三〇〇ヘルツ及びスペース周波数が二、一〇〇ヘルツ(許容偏差は、それぞれ一〇ヘルツとする。)であること。

(2) 信号伝送速度は、毎秒一、二〇〇ビット(許容偏差は、百万分の三〇とする。)であること。

(3) タイムダイバーシティの時間間隔は、三〇分の一秒であること。

三 (略)

2 (略)

(デジタル選択呼出装置等による通信を行う海上移動業務の無線局の無線設備)

第四十条の七 J三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置又は狭帯域直接印刷電信装置による通信を行う船舶局の無線設備であつて、一、六〇六・五kHzから二六、一七五kHzまでの周波数の電波を使用するものの送信装置及び受信装置は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 送信装置の条件

区分	条件
空中線電力(無線電話による通)	一 六〇ワット以上となるものであ

(デジタル選択呼出装置)

第四十条の五 船舶局のデジタル選択呼出装置は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 選択呼出信号の条件

イ (略)

ロ 無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用する無線設備に装置するデジタル選択呼出装置の選択呼出信号は、次の条件に適合すること。

(1) マーク周波数が一、三〇〇ヘルツ及びスペース周波数が二、一〇〇ヘルツ(許容偏差は、それぞれ一〇ヘルツとする。)であること。

(2) 信号伝送速度は、毎秒一、二〇〇ビット(許容偏差は、百万分の三〇とする。)であること。

(3) タイムダイバーシティの時間間隔は、三〇分の一秒であること。

三 (略)

2 (略)

(デジタル選択呼出装置等による通信を行う海上移動業務の無線局の無線設備)

第四十条の七 J三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置又は狭帯域直接印刷電信装置による通信を行う船舶局の無線設備であつて、一、六〇六・五kHzから二六、一七五kHzまでの周波数の電波を使用するものの送信装置及び受信装置は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 送信装置の条件

区分	条件
空中線電力(無線電話による通)	一 六〇ワット以上となるものであ

<p>信の場合は尖頭電力、デジタル選択呼出装置又は狭帯域直接印刷電信装置による通信の場合は平均電力とする。）</p>	<p>ること。 二 四〇〇ワットを超える場合は、 四〇〇ワット以下に低減できること。</p>
<p>過変調の防止</p>	<p>自動的に過変調を防ぐ機能があること。</p>

三 (略)

- 2 | F三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う船舶局であつて、無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するものの無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならぬ。
- 一 (四) (略)
- 3 | F三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う海岸局であつて、無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するものの無線設備は、前項第三号の規定によるほか、F二B電波の変調指数が二(許容偏差は、〇・二とする。)であるものでなければならぬ。

<p>信の場合は尖頭電力、デジタル選択呼出装置又は狭帯域直接印刷電信装置による通信の場合は平均電力とする。）</p>	<p>ること。 二 四〇〇ワットを超える場合は、 四〇〇ワット以下に低減できること。</p>
<p>F一B電波発射時の平均電力に対する不要発射の減衰量</p>	<p>別図第四号の十に示す曲線の値を超えないこと。</p>
<p>過変調の防止</p>	<p>自動的に過変調を防ぐ機能があること。</p>

三 (略)

- 2 | J三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置又は狭帯域直接印刷電信装置による通信を行う海岸局であつて、一、六〇六・五kHzから二六、一七五kHzまでの周波数の電波を使用するものの無線設備は、前項第三号の規定によるほか、F一B電波発射時の平均電力に対する不要発射の減衰量が別図第四号の十に示す曲線の値を超えないものでなければならぬ。
- 3 | F三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う船舶局であつて、無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するものの無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならぬ。
- 一 (四) (略)
- 4 | F三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う海岸局であつて、無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するものの無線設備は、前項第三号の規定によるほか、F二B電波の変調指数が二(許容偏差は、〇・二とする。)であるものでなければならぬ。



(空中線電力の低下装置)

第四十一条 船舶局の送信装置は、その空中線電力をその五〇パーセントまで容易に低下することができるものでなければならぬ。ただし、空中線電力が七五ワット以下のものは、この限りでない。

2 四MHzから二六・一七五MHzまでの周波数の電波を使用する船舶局の無線電話の送信装置(第四十条の七第一項の送信装置を除く。)は、前項の規定にかかわらず、その空中線電力を七五ワット以下に、七五パーセント以内ごとに容易に低下することができるものでなければならぬ。

3 F三E電波を使用する船舶局の送信装置であつて、無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するものは、第一項の規定にかかわらず、その空中線電力を一ワット以下に容易に低下することができるものでなければならぬ。

4 時分割多元接続方式により通信を行う船舶局の送信装置であつて、無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するものは、第一項の規定にかかわらず、その空中線電力を二ワット以下に容易に低下することができるものでなければならぬ。

5 船上通信設備の送信装置であつて、四五〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものは、第一項の規定にかかわらず、その空中線電力を一〇パーセントまで容易に低下することができるものでなければならぬ。ただし、空中線電力が〇・二ワット以下のものについては、この限りでない。

(船舶自動識別装置)

第四十五条の三の四 F一D電波を使用する時分割多元接続方式による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う船舶局であつて、無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するものの無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 一般的条件

(空中線電力の低下装置)

第四十一条 船舶局の送信装置は、その空中線電力をその五〇パーセントまで容易に低下することができるものでなければならぬ。ただし、空中線電力が七五ワット以下のものは、この限りでない。

2 四MHzから二六・一七五MHzまでの周波数の電波を使用する船舶局の無線電話の送信装置(第四十条の七第一項の送信装置を除く。)は、前項の規定にかかわらず、その空中線電力を七五ワット以下に、七五パーセント以内ごとに容易に低下することができるものでなければならぬ。

3 F三E電波を使用する船舶局の送信装置であつて、無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するものは、第一項の規定にかかわらず、その空中線電力を一ワット以下に容易に低下することができるものでなければならぬ。

4 時分割多元接続方式により通信を行う船舶局の送信装置であつて、無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するものは、第一項の規定にかかわらず、その空中線電力を二ワット以下に容易に低下することができるものでなければならぬ。

5 船上通信設備の送信装置であつて、四五〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものは、第一項の規定にかかわらず、その空中線電力を一〇パーセントまで容易に低下することができるものでなければならぬ。ただし、空中線電力が〇・二ワット以下のものについては、この限りでない。

(船舶自動識別装置)

第四十五条の三の四 F一D電波を使用する時分割多元接続方式による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う船舶局であつて、無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するものの無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 一般的条件

イ ト (略)

チ 無線通信規則付録第十八号に規定する周波数の全域において動作する周波数選択機能及び周波数切替え機能を有すること。

リ ッヨ (略)

二 二 三 (略)

2 F-D電波を使用する時分割多元接続方式による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う海岸局であつて、無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するものの無線設備は、前項(第一号ホからカまで及び第五号を除く。)の規定によるほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 一 三 (略)

(航空機局の無線設備の条件)

第四十五条の十一 航空機局の無線設備でJ三E電波二八MHz以下の周波数を使用するものは、その航空機の航行中における通常の状態において、次の各号の表に定める条件に適合するものでなければならぬ。

一 送信装置

区 別	条 件
搬送波電力	尖頭電力より二六デシベル以上低い値
側波帯	上側波帯
出力インピーダンス	なるべく五〇オーム
総合周波数特性(変調周波数三五〇ヘルツから二、五〇〇ヘルツまで)	六デシベル以内

イ ト (略)

チ 無線通信規則付録第十八号に規定する周波数の全域において動作する周波数選択機能及び周波数切替え機能を有すること。

リ ッヨ (略)

二 二 三 (略)

2 F-D電波を使用する時分割多元接続方式による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う海岸局であつて、無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するものの無線設備は、前項(第一号ホからカまで及び第五号を除く。)の規定によるほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 一 三 (略)

(航空機局の無線設備の条件)

第四十五条の十一 航空機局の無線設備でJ三E電波二八MHz以下の周波数を使用するものは、その航空機の航行中における通常の状態において、次の各号の表に定める条件に適合するものでなければならぬ。

一 送信装置

区 別	条 件
搬送波電力	尖頭電力より二六デシベル以上低い値
側波帯	上側波帯
出力インピーダンス	なるべく五〇オーム
総合周波数特性(変調周波数三五〇ヘルツから二、五〇〇ヘルツまで)	六デシベル以内

総合歪及び雑音	一、〇〇〇ヘルツの周波数で変調された基本入力レベルを加えた場合において、装置の全出力とそれの中に含まれる不要成分との比が二〇デシベル以上
---------	--

二 受信装置	
区分	条件
(略)	(略)
総合歪及び雑音	一、〇〇〇ヘルツの周波数で変調された三〇マイクロボルトの受信機入力電圧を加えた場合において、装置の全出力とそれの中に含まれる不要成分との比が二〇デシベル以上

2 (略)

3 航空機局の無線設備であつてJ二D電波二二MHz以下の周波数(航空移動(R)業務の周波数に限る。)を使用するものは、その航空機の航行中における通常の状態において、次の各号に定める条件に適合するものでなければならぬ。

一 送信装置

総合歪及び雑音	一、〇〇〇ヘルツの周波数で変調された基本入力レベルを加えた場合において、装置の全出力とそれの中に含まれる不要成分との比が二〇デシベル以上
不要発射の電波の周波数ごとの減衰量	給電線に供給される尖頭電力に対し不要発射の電波の周波数ごとに当該周波数と割当周波数との間隔に応じてそれぞれ次のとおりであること。 周波数間隔が割当周波数から一・五kHz以上四・五kHz未満 三〇デシベル以上 周波数間隔が割当周波数から四・五kHz以上七・五kHz未満 三八デシベル以上 周波数間隔が割当周波数から七・五kHz以上 四三デシベル以上

二 受信装置	
区分	条件
(略)	(略)
総合歪及び雑音	一、〇〇〇ヘルツの周波数で変調された三〇マイクロボルトの受信機入力電圧を加えた場合において、装置の全出力とそれの中に含まれる不要成分との比が二〇デシベル以上

2 (略)

3 航空機局の無線設備であつてJ二D電波二二MHz以下の周波数(航空移動(R)業務の周波数に限る。)を使用するものは、その航空機の航行中における通常の状態において、次の各号に定める条件に適合するものでなければならぬ。

一 送信装置

区別	条件
側波帯 総合周波数特性(変調周波数三五〇ヘルツから二、五〇〇ヘルツまで)	上側波帯 搬送周波数から一、〇〇〇ヘルツ高い周波数の送信機出力を基準として当該出力の(±)四デシベル以内
送信速度と信号変調方式	信号変調方式は、送信速度ごとにそれぞれ次のとおりであること。 一 送信速度が毎秒三〇〇ビット又は毎秒六〇〇ビットの場合 二 相位相変調 二 送信速度が毎秒一、二〇〇ビットの場合 四 相位相変調 三 送信速度が毎秒一、八〇〇ビットの場合 八 相位相変調

二丁四 (略)

区別	条件
側波帯 総合周波数特性(変調周波数三五〇ヘルツから二、五〇〇ヘルツまで)	上側波帯 搬送周波数から一、〇〇〇ヘルツ高い周波数の送信機出力を基準として当該出力の(±)四デシベル以内
送信速度と信号変調方式	信号変調方式は、送信速度ごとにそれぞれ次のとおりであること。 一 送信速度が毎秒三〇〇ビット又は毎秒六〇〇ビットの場合 二 相位相変調 二 送信速度が毎秒一、二〇〇ビットの場合 四 相位相変調 三 送信速度が毎秒一、八〇〇ビットの場合 八 相位相変調
不要発射の電波の周波数ごとの減衰量	給電線に供給される尖頭電力に対し不要発射の電波の周波数ごとに当該周波数と割当周波数との間隔に応じてそれぞれ次のとおりであること。 一 周波数間隔が割当周波数から一・五kHz以上 四・五kHz未満 三〇デシベル以上 二 周波数間隔が割当周波数から四・五kHz以上 七・五kHz未満 三八デシベル以上 三 周波数間隔が割当周波数から七・五kHz以上 四三デシベル以上

二丁四 (略)

(F三E電波を使用する航空機局等の無線設備の条件)

第四十五条の十二の四 第四十条の二第一項及び第二項、第四十一条第四項並びに第四十二条の規定は、F三E電波を使用する航空機局及び航空機に搭載して使用する携帯局の無線設備であつて、無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するものに準用する。

(MLS角度系)

第四十五条の十二の十 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ 方位誘導信号の送信回数の一〇秒間の平均は、毎分七五〇回以上八一〇回以下(別表第六号において「ノーマル・レート」という。)又は毎分二、二五〇回以上二、四三〇回以下(別表第六号において「ハイ・レート」という。)であること。

ハル (略)

二丁四 (略)

(航空局の無線設備の条件)

第四十五条の十四 航空局の無線設備でJ三E電波二八MHz以下を使用するものは、第四十五条の十一第一項に定める条件とする。ただし、搬送波電力については、同項に定める条件にかかわらず、搬送波電力が尖頭電力より四〇デシベル以上低い値であること。

(F三E電波を使用する航空機局等の無線設備の条件)

第四十五条の十二の四 第四十条の二第一項及び第二項、第四十一条第四項並びに第四十二条の規定は、F三E電波を使用する航空機局及び航空機に搭載して使用する携帯局の無線設備であつて、無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するものに準用する。

(MLS角度系)

第四十五条の十二の十 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ 方位誘導信号の送信回数の一〇秒間の平均は、毎分七五〇回以上八一〇回以下(別表第四号において「ノーマル・レート」という。)又は毎分二、二五〇回以上二、四三〇回以下(別表第四号において「ハイ・レート」という。)であること。

ハル (略)

二丁四 (略)

(航空局の無線設備の条件)

第四十五条の十四 航空局の無線設備でJ三E電波二八MHz以下を使用するものは、第四十五条の十一第一項に定める条件(搬送波電力の項及び不要発射の電波の周波数ごとの減衰量の項のものを除く。)のほか、次の表に定める条件に適合するものでなければならない。

区別	条件
搬送波電力	尖頭電力より四〇デシベル以上低い値
不要発射の電波の周波数ごとの減衰量	給電線に供給される尖頭電力に対し不要発射の電波の周波数ごとに当該周波数と割当周波数との間隔に応じてそれぞれ次のとおりであること。 周波数間隔が割当周波数から

第四十五条の十八 削除

	<p>一・五kHz以上四・五kHz未満 三〇デシベル以上 周波数間隔が割当周波数から</p> <p>四・五kHz以上七・五kHz未満 三八デシベル以上 周波数間隔が割当周波数から</p> <p>七・五kHz以上 空中線電力が五〇ワットを超えるものにあつては六〇デシベル、空中線電力が五〇ワット以下のものにあつては次の式により求められる値以上</p> $43 + 10 \log_{10} P_X \text{ デシベル (} P_X \text{ は送信機の尖頭電力 (単位W) とする。)}$
--	---

(航空機無線電話通信を行う無線局等の無線設備)

第四十五条の十八 航空機無線電話通信を行う携帯基地局若しくは航空機無線電話通信設備の試験のための通信等を行う無線局(航空機無線電話通信を行う携帯基地局と送信装置を共用するものに限る。)の無線設備で八三〇MHzを超え八三二MHz以下の周波数の電波を送信するもの又は航空機無線電話通信を行う無線局若しくは航空機無線電話通信設備の試験のための通信等を行う無線局(航空機無線電話通信を行う携帯基地局と送信装置を共用するものを除く。)の無線設備で八八五MHzを超え八八七MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならない。

区 別	条 件
-----	-----

<p>制御チャネル用送信装置</p>	<p>一 変調方式は、周波数変調であること。</p> <p>二 周波数偏位は、変調のないときの搬送波の周波数より(±)五kHz以内</p> <p>三 変調信号は、パルスにより構成されるものであり、その送信速度は、毎秒三〇〇ビット以上</p> <p>四 総合歪及び雑音は、一五〇ヘルツの周波数で最大周波数偏位の七〇パーセントの変調をした場合において、装置の全出力とその中に含まれる不要成分の比が二〇デシベル以上</p>
<p>通話チャネル用送信装置</p>	<p>一 変調方式は、周波数変調であること。</p> <p>二 変調周波数は、三、〇〇〇ヘルツ以内</p> <p>三 周波数偏移は、変調のないときの搬送波の周波数より(±)五kHz以内</p> <p>四 周波数偏移が三に規定する値を超えることを防ぐ自動的制御装置を備え付けていること。</p> <p>五 隣接チャネル漏えい電力は、一、二五〇ヘルツの周波数で最大周波数偏移の六〇パーセントの変調をするために必要な入力電圧より一〇デシベル高い入力電圧を加えた場合において、搬送波の周波数から二五kHz離れた周波数の(±)八kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より六五デシベル以上低いこと。</p>

(航空機地球局等の無線設備)

第四十五条の二十 航空機地球局の無線設備であつて、一、六二六・五MHzを超え一、六六〇・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの(無線高速データ通信が可能なものを除く。)は、次の各号の条件に適合するものでなければならぬ。

一 一般的条件

- イ 変調方式は、位相変調であること。
- ロ 航空地球局の発射する電波を人工衛星局の中継により受信することによつて、搬送波の送信周波数を自動的に補正する機能を有すること。
- ハ 送信又は受信する電波の偏波は、右旋円偏波であること。

二 送信設備の条件

- イ 搬送波電力の安定度は、(±)一デシベル以内であること。
- ロ 位相雑音のレベルは、離調周波数(搬送波の周波数からの差の周波数をいう。以下同じ。)が一〇ヘルツから一〇、〇〇〇ヘルツまでの範囲において、別図第十九号に示す曲線の値を超えないこと。

三・四 (略)

2 (略)

	<p>六 総合歪及び雑音は、一、〇〇〇ヘルツの周波数で最大周波数偏移の七〇パーセントの変調をした場合において、装置の全出力とそ の中に含まれる不要成分の比が二〇デシベル以上</p>
--	--

2 | 航空機無線電話通信を行う携帯局の無線設備で八三〇MHzを超え八八七MHz以下の周波数の電波を使用するものは、前項に規定する条件のほか、航空機無線電話通信を行う携帯基地局の電波を受信することによつて、使用する電波の周波数を自動的に選択するものでなければならぬ。

(航空機地球局等の無線設備)

第四十五条の二十 航空機地球局の無線設備であつて、一、六二六・五MHzを超え一、六六〇・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの(無線高速データ通信が可能なものを除く。)は、次の各号の条件に適合するものでなければならぬ。

一 一般的条件

- イ 変調方式は、位相変調であること。
- ロ 航空地球局の発射する電波を人工衛星局の中継により受信することによつて、搬送波の送信周波数を自動的に補正する機能を有すること。
- ハ 送信又は受信する電波の偏波は、右旋円偏波であること。

二 送信設備の条件

- イ 搬送波電力の安定度は、(±)一デシベル以内であること。
- ロ 位相雑音のレベルは、離調周波数が一〇ヘルツから一〇、〇〇〇ヘルツまでの範囲において、別図第十九号に示す曲線の値を超えないこと。

三・四 (略)

2 (略)



第四節（第四節の二）（略）

第四十九条の六 削除

第四節の三 時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備

線設備

（時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）

第四十九条の六の二 時分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備で八一〇MHzを超え八二八MHz以下、八三三MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下、八六〇MHzを超え八八五MHz以下、一、四七七MHzを超え一、五〇一MHz以下若しくは一、五二三MHzを超え一、五一六MHz以下の周波数の電波を送信するもの、時分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備で八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下、九一五MHzを超え九五八MHz以下、一、四二九MHzを超え一、四五三MHz以下若しくは一、四六五MHzを超え一、四六八MHz以下の周波数の電波を送信するもの又は時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備で八一〇MHzを超え八二八MHz以下、八三三MHzを超え八三三MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下、八六〇MHzを超え八八五MHz以下、八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下、九一五MHzを

第四節（第四節の二）（略）

第四十九条の六 削除

第四節の三 削除

第四節の三の二 時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備

の無線設備

（時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）

第四十九条の六の二 時分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備で八一〇MHzを超え八二八MHz以下、八三三MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下、八六〇MHzを超え八八五MHz以下、一、四七七MHzを超え一、五〇一MHz以下若しくは一、五二三MHzを超え一、五一六MHz以下の周波数の電波を送信するもの、時分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備で八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下、九一五MHzを超え九五八MHz以下、一、四二九MHzを超え一、四五三MHz以下若しくは一、四六五MHzを超え一、四六八MHz以下の周波数の電波を送信するもの又は時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備で八一〇MHzを超え八二八MHz以下、八三三MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下、八六〇MHzを超え八八五MHz以下、八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下、九一五MHzを超え九五八MHz以下、一、四二九MHzを超え一、四五三MHz以下、一、四六五MHzを超え一、四六八MHz以下、一、四七七MHzを超え一、五〇一MHz以下若しくは一、五二三MHzを超え一、五一六MHz以下の周波数の電波を送信す

超え九五八MHz以下、一、四二九MHzを超え一、四五三MHz以下、一、四六五MHzを超え一、四六八MHz以下、一、四七七MHzを超え一、五〇一MHz以下若しくは、五一三MHzを超え一、五二六MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 (略)

イ・ロ (略)

八 隣接チャネル漏えい電力は、変調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、搬送波の周波数から五〇kHz離れた周波数の(±)一〇・五kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四五デシベル以上低い値であること。

二・ホ (略)

2 (略)

第四節の三の二 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備

第四十九条の六の三 (略)

第四十九条の六の四 (略)

第四節の四 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備

第四十九条の六の五 (略)

第四節の五 MCA陸上移動通信を行う無線局等の無線設備

るものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 (略)

イ・ロ (略)

八 隣接チャネル漏えい電力は、変調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、搬送波の周波数から五〇kHz離れた周波数の(±)一〇・五kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四五デシベル以上低い値であること。

二・ホ (略)

2 (略)

第四節の三の三 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備

第四十九条の六の三 (略)

第四十九条の六の四 (略)

第四節の三の四 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備

第四十九条の六の五 (略)

第四節の四 MCA陸上移動通信を行う無線局等の無線設備

(MCA陸上移動通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の七 MCA陸上移動通信を行うMCA制御局の無線設備で八五〇MHzを超え八六〇MHz以下、九〇五MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を送信するもの、MCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局(MCA陸上移動通信を行うMCA制御局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。)(MCA制御局と送信装置を共用するものに限る。)(無線設備で八五〇MHzを超え八六〇MHz以下の周波数の電波を送信するもの又はMCA陸上移動通信を行う陸上移動局、指令局若しくはMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局(MCA制御局と送信装置を共用するものを除く。)(無線設備で九〇五MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならぬ。ただし、総務大臣が次の各号の条件に適用することが困難又は不合理と認める無線設備であつて、別に告示する技術的条件に適合するものについては、この限りでない。

一・二(略)

第四節の六 デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局等の無線設備

(デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の七の二 デジタルMCA陸上移動通信を行うデジタルMCA制御局の無線設備で一、四五三MHzを超え一、四七七MHz以下若しくは一、五〇一MHzを超え一、五二五MHz以下の周波数の電波を送信するもの、デジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局(デジタルMCA制御局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以

(MCA陸上移動通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の七 MCA陸上移動通信を行うMCA制御局の無線設備で八五〇MHzを超え八六〇MHz以下、九〇五MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を送信するもの、MCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局(MCA制御局と送信装置を共用するものに限る。)(無線設備で八五〇MHzを超え八六〇MHz以下の周波数の電波を送信するもの又はMCA陸上移動通信を行う陸上移動局、指令局若しくはMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局(MCA制御局と送信装置を共用するものを除く。)(無線設備で九〇五MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならぬ。ただし、総務大臣が次の各号の条件に適用することが困難又は不合理と認める無線設備であつて、別に告示する技術的条件に適合するものについては、この限りでない。

一・二(略)

第四節の四の二 デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局等の無線設備

(デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の七の二 デジタルMCA陸上移動通信を行うデジタルMCA制御局の無線設備で一、四五三MHzを超え一、四七七MHz以下若しくは一、五〇一MHzを超え一、五二五MHz以下の周波数の電波を送信するもの、デジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局(デジタルMCA制御局と送信装置を共用するものに限る。)(無線設備で一、五〇一MHzを超

下同じ。) (デジタルMCA制御局と送信装置を共用するものに限る。) の無線設備で一、五〇一MHzを超え一、五二五MHz以下の周波数の電波を送信するもの又はデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局、デジタル指令局若しくはデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局(デジタルMCA制御局と送信装置を共用するものを除く。)の無線設備で一、四五三MHzを超え一、四七七MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一・二 (略)

第四節の七 コードレス電話の無線局の無線設備

第四十九条の八 (略)

第四節の八 デジタルコードレス電話の無線局の無線設備

第四十九条の八の二 (略)

第四節の九 PHSの無線局の無線設備

(PHSの無線局の無線設備)

第四十九条の八の三 PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局又はPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局(PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びPHSの基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。)の無線設備は、前条第一項第一号二、ト及びチ並びに同項第二号二及びホに規定する条件のほか、次の各号の

え一、五二五MHz以下の周波数の電波を送信するもの又はデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局、デジタル指令局若しくはデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局(デジタルMCA制御局と送信装置を共用するものを除く。)の無線設備で一、四五三MHzを超え一、四七七MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一・二 (略)

第四節の五 コードレス電話の無線局の無線設備

第四十九条の八 (略)

第四節の五の二 デジタルコードレス電話の無線局の無線設備

第四十九条の八の二 (略)

第四節の五の三 PHSの無線局の無線設備

(PHSの無線局の無線設備)

第四十九条の八の三 PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局又はPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備は、前条第一項第一号二、ト及びチ並びに同項第二号二及びホに規定する条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

条件に適合するものでなければならない。

一 三 (略)

2 4 (略)

第四節の十 構内無線局の無線設備

(構内無線局の無線設備)

第四十九条の九 構内無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 九五二MHz以上九五四MHz以下の周波数の電波を使用するもの

イ・ロ (略)

八 応答のための装置(送信設備が発射する電波により作動し、その受信電力の全部又は一部を同一周波数帯の電波として発射するものをいう。

第三号二並びに第四十九条の十四第三号及び第四号において同じ。)からの電波を受信できること。

二 (略)

三 二、四五〇MHz帯の周波数の電波を使用するもの

イ・ロ (略)

八 周波数ホッピング方式を用いるものについては、周波数ホッピングにおける周波数滞留時間(特定の周波数において電波を発射し続ける時間をいう。以下この号、第四十九条の十四第三号及び第四十九条の二十第一号において同じ。)は、〇・四秒以下であり、かつ、二秒間における任意の周波数での周波数滞留時間の合計が〇・四秒以下であること。

二 応答のための装置からの電波を受信できること。

四 (略)

一 三 (略)

2 4 (略)

第四節の六 構内無線局の無線設備

(構内無線局の無線設備)

第四十九条の九 構内無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 九五二MHz以上九五四MHz以下の周波数の電波を使用するもの

イ・ロ (略)

八 応答のための装置(送信設備が発射する電波により作動し、その受信電力の全部又は一部を同一周波数帯の電波として発射するものをいう。

第三号二並びに第四十九条の十四第二号及び第三号において同じ。)からの電波を受信できること。

二 (略)

三 二、四五〇MHz帯の周波数の電波を使用するもの

イ・ロ (略)

八 周波数ホッピング方式を用いるものについては、周波数ホッピングにおける周波数滞留時間(特定の周波数において電波を発射し続ける時間をいう。以下この号、第四十九条の十四第二号及び第四十九条の二十第一号において同じ。)は、〇・四秒以下であり、かつ、二秒間における任意の周波数での周波数滞留時間の合計が〇・四秒以下であること。

二 応答のための装置からの電波を受信できること。

四 (略)

第四十九の十から第四十九条の十三まで 削除

第四節の十一 特定小電力無線局の無線設備

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 七三・六MHzを超え一、二六〇MHz以下(四〇二MHzを超え四〇五MHz以下を除く。)(の周波数の電波を使用するもの

イ〜へ (略)

二 四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数の電波を使用するもの

イ 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。

ロ 給電線及び接地装置を有しないこと。

ハ 体内無線設備(生体内に植え込まれた状態又は一時的に留置された状態において使用される無線設備であつて、生体外に設置される無線制御設備(以下この号において「体外無線制御設備」という。)(との間で無線通信を行うものをいう。以下この号において同じ。)(は、体外無線制御設備の制御により電波を発射するものであること。ただし、生体又は機器の異常等に関して急を要する通信にあつては、この限りでない。

第四節の七 削除

第四十九条の十 削除

第四節の八から第四節の十まで 削除

第四十九の十一から第四十九条の十三まで 削除

第四節の十一 特定小電力無線局の無線設備

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 七三・六MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの

イ〜へ (略)

二 体外無線制御設備は、次の技術的条件に適合するキャリアセンスを備え付けること。

(1) キャリアセンスは、次式に示す受信入力電力の値以上の他の無線局等の電波を受信した場合、当該受信した周波数帯域における電波の発射を行わないものであること。ただし、四〇二MHzを超え四〇五MHz以下のすべての周波数帯域において、次式に示す受信入力電力の値以上の他の無線局等の電波を受信した場合は、当該受信入力電力が最低値となる周波数帯域において、電波を発射することができる。

$$10 \log B - 150 + G \text{ デシベル (1 ミリワットを 0 デシベルとする。)}$$

Bは、通信状態における最大輻射帯域幅（体外無線設備又は体外無線制御設備が輻射する帯域幅であつて、最大変調時における輻射電力の最大値からの減衰量が20デシベルとなる上限及び下限の周波数幅（単位Hz）のいずれか最大のものをいう。以下この号において同じ。）とし、Gは、受信空中線の絶対利得とする。

(2) キャリアセンスの受信帯域幅は、最大輻射帯域幅の値以上であること。

(3) 一の周波数帯域におけるキャリアセンスの受信時間は一〇ミリ秒以上であり、かつ、四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数におけるキャリアセンスの掃引繰り返し時間は五秒以下であること。

(4) 通信中に他の無線局からの混信により、正常な通信ができない場合に備え、代替チャネルを最初の通信接続時に選択する機能を有することができる。

(5) 代替チャネルは、(1)から(3)までに規定するキャリアセンスを行つて選択されるものとし、代替チャネルにより送信する場合は、送信前に再度キャリアセンスを行うものとする。この場合において、そのキャリアセンスの受信入力電力は、代替チャネルの選択時におけるキャリ

アセンスの受信入力電力に比べ六デシベル以上高くなつてはならぬ。  
い。

ホ 通信接続時間が五秒以上中断された場合は、送信を停止すること。

三〇七 (略)

第四節の十二 空港無線電話通信を行う無線局等の無線設備

(空港無線電話通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の十五 空港無線電話通信を行う基地局若しくは空港無線電話通信設備の試験のための通信等を行う無線局(空港無線電話通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の空港無線電話通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。) (空港無線電話通信を行う基地局と送信装置を共用するものに限る。) の無線設備で八八五MHzを超え八八七MHz以下の周波数の電波を送信するもの又は空港無線電話通信を行う陸上移動局若しくは空港無線電話通信設備の試験のための通信等を行う無線局(空港無線電話無線通信を行う基地局と送信装置を共用するものを除く。) の無線設備で八三〇MHzを超え八三二MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一・一一 (略)

2 (略)

第四節の十二の二 デジタル空港無線通信を行う無線局等の無線設備

(デジタル空港無線通信を行う無線局等の無線設備)

二〇六 (略)

第四節の十二 空港無線電話通信を行う無線局等の無線設備

(空港無線電話通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の十五 空港無線電話通信を行う基地局若しくは空港無線電話通信設備の試験のための通信等を行う無線局(空港無線電話通信を行う基地局と送信装置を共用するものに限る。) の無線設備で八八五MHzを超え八八七MHz以下の周波数の電波を送信するもの又は空港無線電話通信を行う陸上移動局若しくは空港無線電話通信設備の試験のための通信等を行う無線局(空港無線電話無線通信を行う基地局と送信装置を共用するものを除く。) の無線設備で八三〇MHzを超え八三二MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一・一一 (略)

2 (略)

第四節の十二の二 デジタル空港無線通信を行う無線局等の無線設備

(デジタル空港無線通信を行う無線局等の無線設備)



第四十九条の十五の二 デジタル空港無線通信を行う基地局若しくはデジタル空港無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局若しくは基地局と陸上移動局との間のデジタル空港無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局（以下「デジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」という。）の無線設備（デジタル空港無線通信を行う基地局と送信装置を共用する無線設備に限る。）で四六〇MHzを超え四六二MHz以下の周波数の電波を送信するもの又はデジタル空港無線通信を行う陸上移動局若しくはデジタル空港無線通信設備の試験を行うための通信等を行う無線局（デジタル空港無線通信を行う基地局と送信装置を共用するものを除く。）の無線設備で四一五・五MHzを超え四一七・五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならぬ。

一～三 (略)

2 (略)

#### 第四節の十三 特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備

(特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備)

第四十九条の十六 特定ラジオマイク（七七九MHzを超え七八八MHz以下及び七九七MHzを超え八〇六MHz以下の周波数の電波を使用するラジオマイクをいう。以下同じ。）の陸上移動局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならぬ。

一～九 (略)

第四十九条の十五の二 デジタル空港無線通信（専ら飛行場及びこれに隣接する一定の区域において電気通信業務を行うことを目的として開設された無線局相互間で行われるデジタル方式の無線通信及びその無線通信の制御のために行われる無線通信をいう。以下同じ。）を行う基地局若しくはデジタル空港無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局若しくは基地局と陸上移動局との間のデジタル空港無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局（以下「デジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」という。）の無線設備（デジタル空港無線通信を行う基地局と送信装置を共用する無線設備に限る。）で四六〇MHzを超え四六二MHz以下の周波数の電波を送信するもの又はデジタル空港無線通信を行う陸上移動局若しくはデジタル空港無線通信設備の試験を行うための通信等を行う無線局（デジタル空港無線通信を行う基地局と送信装置を共用するものを除く。）の無線設備で四一五・五MHzを超え四一七・五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならぬ。

一～三 (略)

2 (略)

#### 第四節の十三 特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備

(特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備)

第四十九条の十六 特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならぬ。

一～九 (略)

第四節の十四、第六節（略）

第七節 簡易無線局の無線設備

（簡易無線局の無線設備）

第五十四条（略）

2（略）

3 狭帯域デジタル通信方式（変調方式が四分のシフト四相位相変調、オフセット四相位相変調、一六値直交振幅変調又はマルチサブキャリア一六値直交振幅変調であるものをいう。以下同じ。）のものにあつては、第一項第一号又は第二号の規定によるほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一、三（略）

第七節の二、第七節二の二（略）

第七節の三 振幅変調の電波を使用する無線局の無線設備

（搬送周波数）

第五十五条 単側波帯の二八MHz以下の周波数の電波を使用する単一通信路の無線電話（海上移動業務、航空移動業務及び海上無線航行業務の無線局並びに放送局のものを除く。）の搬送周波数は、当該無線電話に係る割当周波数から一・五kHz（番組素材中継又は放送番組中継）以下「放送中継」という。）を行う固定局のものにあつては、三・七五kHz（低いものでなければならぬ）以下「放送中継」という。）の低いものでなければならない。

第四節の十四、第六節（略）

第七節 簡易無線局の無線設備

（簡易無線局の無線設備）

第五十四条（略）

2（略）

3 狭帯域デジタル通信方式のものにあつては、第一項第一号又は第二号の規定によるほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一、三（略）

第七節の二、第七節二の二（略）

第七節の三 振幅変調の電波を使用する無線局の無線設備

（搬送周波数）

第五十五条 単側波帯の二八MHz以下の周波数の電波を使用する単一通信路の無線電話（海上移動業務、航空移動業務及び海上無線航行業務の無線局並びに放送局のものを除く。）の搬送周波数は、当該無線電話に係る割当周波数から一・五kHz（放送中継を行う固定局のものにあつては、三・七五kHz）低いものでなければならない。

(送信装置の条件)

第五十六条 H三E電波、J三E電波又はR三E電波二八MHz以下を使用する無線局の送信装置は、次の表に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、航空移動業務の無線局、放送局、放送中継を行う固定局及びアマチュア局の送信装置については、この限りでない。

(表・略)

2 前項の送信装置で海上移動業務に使用するものは、同項の条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 (略)

(送信装置の条件)

第五十六条 H三E電波、J三E電波又はR三E電波二八MHz以下を使用する無線局の送信装置は、次の表に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、航空移動業務の無線局、放送局、放送中継を行う固定局及びアマチュア局の送信装置については、この限りでない。

(表・略)

2 前項の送信装置で海上移動業務に使用するものは、同項の条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 給電線に供給される全尖頭電力に対する不要発射の電波の周波数ごとの減衰量が、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。

不要発射の電波の周波数と相当周波数との間隔	減衰量
一・五kHzを超え四・五kHz以下	三二デシベル以上
四・五kHzを超え七・五kHz以下	三八デシベル以上
七・五kHzを超えるもの	四三デシベル以上。ただし、不要発射の尖頭電力が五〇ミリワット以下となるものでなければならない。

三 選択呼出装置を付置する送信装置は、選択呼出信号を送信する場合には、搬送波を添加することができるものであること。

第八節 角度変調等の電波を使用する無線局の無線設備

(送信装置の条件)

第五十七条の三 F一B電波、F一C電波、F一D電波、F一E電波、F一F

(送信装置の条件)

第八節 角度変調等の電波を使用する無線局の無線設備

第五十七条の三 F一B電波、F一C電波、F一D電波、F一E電波、F一F

電波、F-N電波、F-X電波、G-B電波、G-C電波、G-D電波、G-E電波、G-F電波、G-N電波又はG-X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する固定局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、八五〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用するMCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、八三六MHzを超え九一五MHz以下又は一、四五三MHzを超え一、五二五MHz以下の周波数の電波を使用するデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、コードレス電話の無線局、デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、次条に規定する狭帯域デジタル通信方式の無線局、一、九〇〇MHz帯加入者系無線アクセス通信を行う固定局（一、八九三・六五MHz以上一、九一九・四五MHz以下の周波数の電波を使用する加入者系無線アクセス通信を行う固定局をいう。以下同じ。）及び一、九〇〇MHz帯加入者系無線アクセス通信設備の試験のための通信等を行う無線局（一、九〇〇MHz帯加入者系無線アクセス通信を行う

電波、F-N電波、F-X電波、G-B電波、G-C電波、G-D電波、G-E電波、G-F電波、G-N電波又はG-X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する固定局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、八三〇MHzを超え八八七MHz以下の周波数の電波を使用する航空機無線電話通信を行う無線局及び航空機無線電話通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局、八五〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用するMCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、八三六MHzを超え九一五MHz以下又は一、四五三MHzを超え一、五二五MHz以下の周波数の電波を使用するデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、コードレス電話の無線局、デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、次条に規定する狭帯域デジタル通信方式の無線局、一、九〇〇MHz帯加入者系無線アクセス通信を行う固定局及び一、九〇〇MHz帯加入者系無線アクセス通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用

固定局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局をい  
う。以下同じ。)並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又  
は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでな  
い。

一〇三 (略)

第五十八条 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、  
F二X電波、F三C電波又はF三E電波を使用する無線局の無線設備の送信  
装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、  
航空移動業務の無線局(無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電  
波を使用する航空機局を除く。)、放送局、放送中継を行う無線局、八五〇  
MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用するMCA陸上移動通信を行  
う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、  
八三〇MHzを超え八八七MHz以下の周波数の電波を使用する空港無線電話通信  
を行う無線局及び空港無線電話通信設備の試験のための通信等を行う無線  
局、特定ラジオマイクの陸上移動局、コードレス電話の無線局、特定小電力  
無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システム  
の無線局、実験局、簡易無線局(三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波  
数の電波を使用するものを除く。)、アマチュア局、構内無線局並びに総務  
大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示  
する無線局の送信装置については、この限りでない。

一〇五 (略)

第九節・第十節 (略)

することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置につい  
ては、この限りでない。

一〇三 (略)

第五十八条 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、  
F二X電波、F三C電波又はF三E電波を使用する無線局の無線設備の送信  
装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、  
航空移動業務の無線局(無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の  
電波を使用する航空機局を除く。)、放送局、放送中継を行う無線局、八三  
〇MHzを超え八八七MHz以下の周波数の電波を使用する航空機無線電話通信を  
行う無線局及び航空機無線電話通信設備の試験のための通信等を行う無線  
局、八五〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用するMCA陸上移  
動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行  
う無線局、八三〇MHzを超え八八七MHz以下の周波数の電波を使用する空港  
無線電話通信を行う無線局及び空港無線電話通信設備の試験のための通信  
等を行う無線局、特定ラジオマイクの陸上移動局、コードレス電話の無線局、  
特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通  
信システムの無線局、実験局、簡易無線局(三三五・四MHzを超え四七〇MHz以  
下の周波数の電波を使用するものを除く。)、アマチュア局、構内無線局並  
びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて  
別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

一〇五 (略)

第九節・第十節 (略)

振付脚 (留)

別表第一号 (第 5 条関係)

周波数の許容偏差の表

(表・略)

注 1 ~ 23 (略)

24 無線通信規則付録第 18 号の表に掲げる周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、 $10 (10^{-6})$  とする。

25 ~ 30 (略)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 830MHz を超え 887MHz 以下の周波数の電波を使用する次に掲げるものの

ア 空港無線電話通信を行うもの

(ア) 基地局

0.5 ( $10^{-6}$ )

(イ) 陸上移動局

2 ( $10^{-6}$ )

イ 空港無線電話通信設備の試験のための通信等を行う無線局

2 ( $10^{-6}$ )

(3) ~ (11) (略)

振付脚 (留)

別表第一号 (第 5 条関係)

周波数の許容偏差の表

(表・略)

注 1 ~ 23 (略)

24 無線通信規則付録第 S 18 号の表に掲げる周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、 $10 (10^{-6})$  とする。

25 ~ 30 (略)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 830MHz を超え 887MHz 以下の周波数の電波を使用する次に掲げるものの

ア 航空機無線電話通信を行うもの

(ア) 携帯基地局

1 ( $10^{-6}$ )

(イ) 携帯局

3 ( $10^{-6}$ )

イ 航空機無線電話通信設備の試験のための通信等を行う無線局

3 ( $10^{-6}$ )

ウ 空港無線電話通信を行うもの

(ア) 基地局

0.5 ( $10^{-6}$ )

(イ) 陸上移動局

2 ( $10^{-6}$ )

エ 空港無線電話通信設備の試験のための通信等を行う無線局

2 ( $10^{-6}$ )

(3) ~ (11) (略)

(12) 6.5GHz 帯、7.5GHz 帯及び $\nu$ 12GHz 帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局(17)及び $\nu$ 10)の $\nu$ に掲げるものを除く。) 20(10<sup>-6</sup>)

(13)～(15) (略)

(16) 38GHz を超え 39.5GHz 以下の周波数の電波を使用するもの(13)及び $\nu$ 15)に掲げるものを除く。) 100(10<sup>-6</sup>)

(17) (略)

32～48 (略)

別表第二号(第6条関係)

第1 占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備 考
(略)	(略)	(略)
<u>F 9 D</u>	<u>6MHz</u>	<u>1,673MHz、1,680MHz 又は 1,687MHz の周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備</u>
(略)	(略)	(略)
<u>F 9 W</u>	<u>200kHz</u>	<u>放送局の無線設備</u>
	<u>27MHz</u>	<u>11.7GHz を超え 12.2GHz 以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の無線設備</u>
(略)	(略)	(略)
<u>R 3 E</u>	<u>3kHz</u>	

(12) 6.5GHz 帯、7.5GHz 帯及び $\nu$ 12GHz 帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局(9)及び $\nu$ 12)の $\nu$ に掲げるものを除く。) 20(10<sup>-6</sup>)

(13)～(15) (略)

(16) 38GHz を超え 39.5GHz 以下の周波数の電波を使用するもの(15)及び $\nu$ 17)に掲げるものを除く。) 100(10<sup>-6</sup>)

(17) (略)

32～48 (略)

別表第二号(第6条関係)

第1 占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備 考
(略)	(略)	(略)
<u>F 9 C</u>	<u>200kHz</u>	<u>放送局の無線設備</u>
<u>F 9 D</u>	<u>6MHz</u>	<u>1,673MHz、1,680MHz 又は 1,687MHz の周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備</u>
(略)	(略)	(略)
<u>F 9 W</u>	<u>27MHz</u>	<u>11.7GHz を超え 12.2GHz 以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の無線設備</u>
(略)	(略)	(略)
<u>R 3 E</u>	<u>4.5kHz</u>	<u>放送局の無線設備</u>
	<u>3kHz</u>	<u>前項に該当しない無線設備</u>

(略) (略) (略)

第2～第18 (略)

第19 削除

第20～第48 (略)

別表第三号(第7条関係)

(別添)

別表第四号(第12条関係)

電波の型式別空中線電力の換算比の表

電波の型式	変調の特性	換算比			備考
		搬送波電力 (pZ)	平均電力 (pY)	尖頭電力 (pX)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
J3E	(略)	(略)	0.16	1	注5参照
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
R3E	(略)	(略)	0.14	1	注5参照
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注1～5 (略)

(略) (略) (略)

第2～第18 (略)

第19 830MHzを超え887MHz以下の周波数の電波を使用する航空機無線電話通信を行う無線局又は航空機無線電話通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、16KHzとする。

第20～第48 (略)

別表第三号(第12条関係)

電波の型式別空中線電力の換算比の表

電波の型式	変調の特性	換算比			備考
		搬送波電力 (pZ)	平均電力 (pY)	尖頭電力 (pX)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
J3E	(略)	(略)	0.16	1	注4参照
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
R3E	(略)	(略)	0.62	1	放送局に限る。 注4参照
(略)	(略)	(略)	0.14	1	放送局を除く。 注5参照
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注1～5 (略)



別表第五号（第 37 条の 20 の 9 第 3 項関係）  
（表・略）

別表第六号 走査ビームの走査範囲及び走査速度（第 45 条の 12 の 10 関係）  
（表・略）

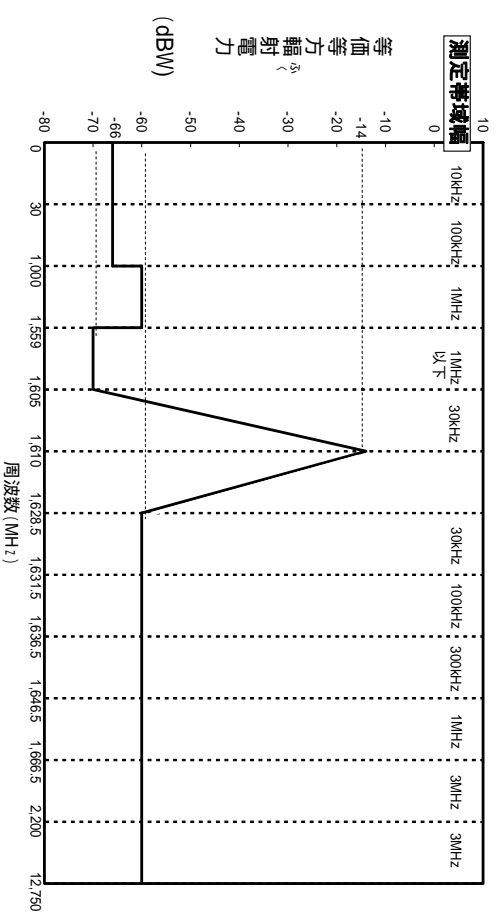
別図第一号（別表第 3 号 14、33 及び 34 関係）  
1～6（略）

別表第三号の二（第 37 条の 20 の 9 第 3 項関係）  
（表・略）

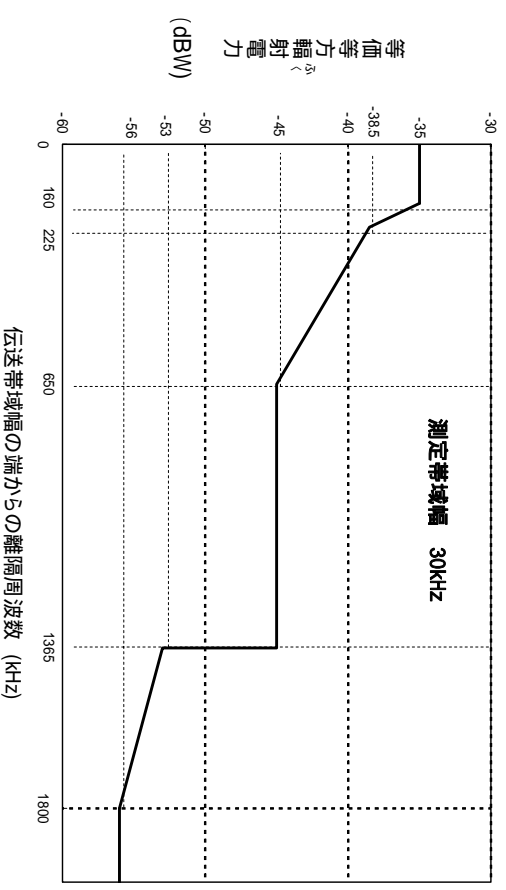
別表第四号 走査ビームの走査範囲及び走査速度（第 45 条の 12 の 10 関係）  
（表・略）

別図第一号（第 7 条第 19 項、第 21 項及び第 23 項関係）  
1～6（略）

7 1,621.35MHz から 1,626.5MHz までの周波数の電波を使用する携帯  
移動衛星通信を行う携帯移動地球局の送信設備のスプリアス発射の強度  
の許容値  
(1) 1,610MHz を超え 1,628.5MHz 未満の周波数の範囲外



(2) 1,610MHz を超え 1,628.5MHz 未満の周波数の範囲内



別図第一号の二～別図第四号の八の四 (略)

別図第四号の八の五 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲(第 37 条の 27 の

8 第 1 項関係)

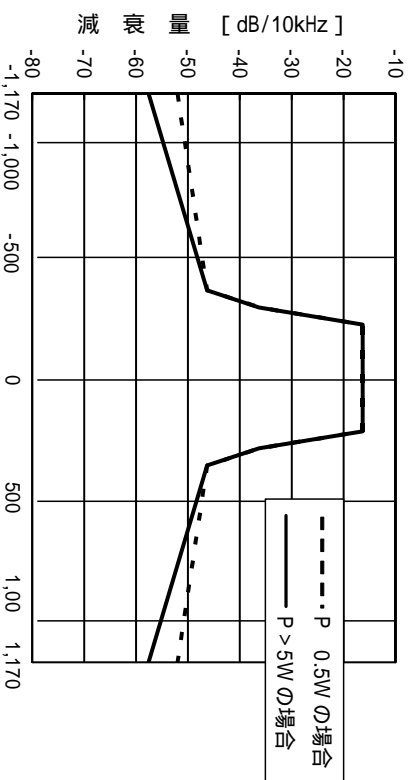
(1) 1セグメント形式

別図第一号の二～別図第十九号 (略)

別図第四号の八の五 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲(第 37 条の 27 の

8 第 1 項関係)

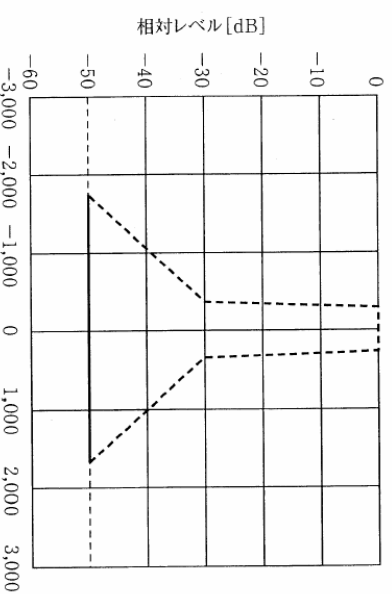
(1) 1セグメント形式



搬送波の周波数からの差 [ KHz ]

搬送波の周波数からの差	平均電力 P からの減衰量	規定の種類
± 220kHz	- 16.3 dB/10kHz	上限
± 290kHz	- 36.3 dB/10kHz	上限
± 360kHz	- 46.3 dB/10kHz	上限
± 1,170kHz	- 57.6dB/10kHz	上限

\* 自局の放送区域内で隣接チャンネル番号(自局に割り当てられた周波数帯に相当する法第7条第2項第2号の放送用周波数使用計画におけるテレビジョン放送のチャンネル番号と1つ異なるチャンネル番号(1から62までのチャンネル番号に限り、自局に割り当てられた周波数帯に相当するチャンネル番号が3のときは4、4のときは3、12のときは13、13のときは12をそれぞれ除く。)をいう。以下この別図において同じ。)に対応する周波数が標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く。以下この別図において同じ。)(自局の実効輻射電力に対して130倍未満の実効輻射電力によるものに限る。)に使用されない場合、空中線電力が0.5Wを超え5W以下の無線設備にあつては-(53.6+5.61logP)dB/10kHz、空中線電力が0.5W以下の無線設備にあつては-52.0dB/10kHzとする。

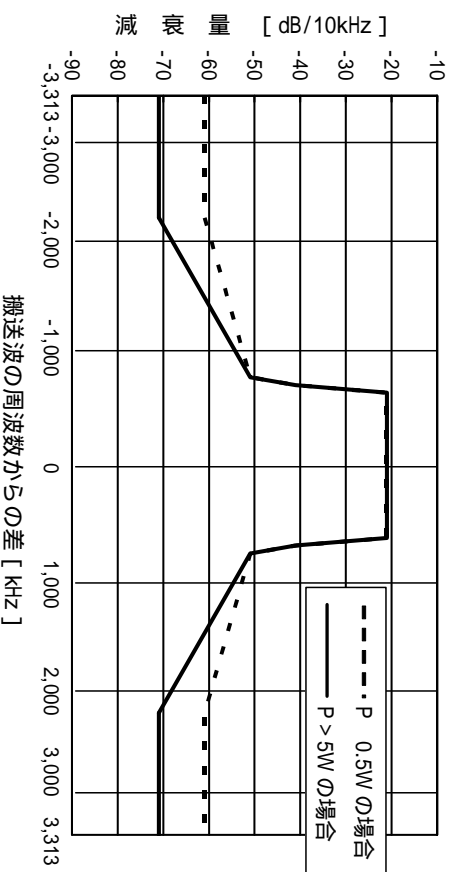


搬送波の周波数からの差 [ kHz ]

搬送波の周波数からの差	相対減衰量	規定の種類
±220kHz	0 dB	上限
±290kHz	-20dB	上限
±360kHz	-30dB	上限
±1,790kHz	-50dB	上限

注 複数波同時増幅を行う無線設備の隣接チャネル間については、上表にかかわらず、平均電力Pからの減衰量 -16.3dB/10kHz を上限とすることができるとができる。

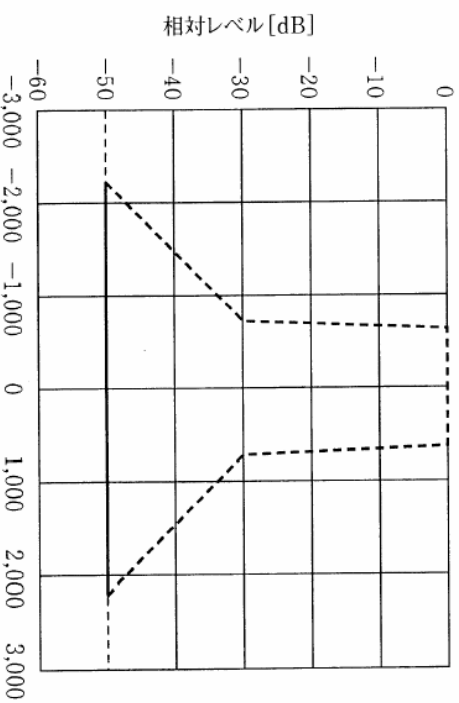
(2) 3セグメント形式



搬送波の周波数からの差	平均電力Pからの減衰量	規定の種類
±650kHz	-21.0 dB/10kHz	上限
±720kHz	-41.0 dB/10kHz	上限
±790kHz	-51.0 dB/10kHz	上限
±2,220kHz	-71.0 dB/10kHz*	上限

\* 自局の放送区域内で隣接チャネル番号に対応する周波数が標準テレビジョン放送（自局の実効輻射電力に対して(130/3)倍未満の実効輻射電力によるものに限る。）に使用されない場合、空中線電力が0.5Wを超え5W以下の無線設備にあつては - (45.1+10logP) dB/10kHz、空中線電力が0.5W以下の無線設備にあつては - 61.0dB/10kHzとする。

(2) 3セグメント形式



搬送波の周波数からの差	相対減衰量	規定の種類
±650kHz	0 dB	上限
±720kHz	-20dB	上限
±790kHz	-30dB	上限
±2,220kHz	-50dB	上限

注 複数波同時増幅を行う無線設備の隣接チャネル間については、上表にかかわらず、平均電力Pからの減衰量 - 21.0dB/10kHz を上限とすることができる。

(3) (1)と(2)が混在する場合

搬送波の周波数からの差	平均電力Pからの減衰量	規定の種類
$\pm (3 \times n / 14 + 0.25 / 126)$ MHz	$- 10 \times \log (10 / 6000 / 14 \times n)$ dB/10kHz	上限
$\pm (3 \times n / 14 + 0.25 / 126 + 1 / 14)$ MHz	$- (20 + 10 \times \log (10 / 6000 / 14 \times n))$ dB/10kHz	上限
$\pm (3 \times n / 14 + 0.25 / 126 + 2 / 14)$ MHz	$- (30 + 10 \times \log (10 / 6000 / 14 \times n))$ dB/10kHz	上限
$\pm (3 \times n / 14 + 0.25 / 126 + 22 / 14)$ MHz	$- (50 + 10 \times \log (10 / 6000 / 14 \times n))$ dB/10kHz	上限

\* 自局の放送区域内で隣接チャネル番号に対応する周波数が標準テレビジョン放送（自局の実効輻射電力に対して(130/n)倍未満の実効輻射電力によるものに限る。）に使用されない場合、空中線電力0.5Wを超え5W以下の無線設備にあつては - (10log (6000 / 14 × n / 10) + 43 + 10log P) dB/10kHz、空中線電力が0.5W以下の無線設備にあつては - (40 + 10log (10 / 6000 / 14 × n)) dB/10kHz とする。

注1 複数波同時増幅を行う無線設備の隣接チャネル間については、上表にかかわらず平均電力Pからの減衰量 - 10 × log (10 / 6000 / 14 × n) dB/10kHz を上限とすることができる。

2 搬送波の変調波スペクトルの許容値の規定範囲は、搬送波の周波数を中心として  $\pm (2.5 \times (6 / 14 \times n + 38.48 / 1000))$  MHz とする。

3 搬送波の周波数からの差は、その絶対値に対し小数第3位の数字を切り上げたものとする。

4 n は標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の

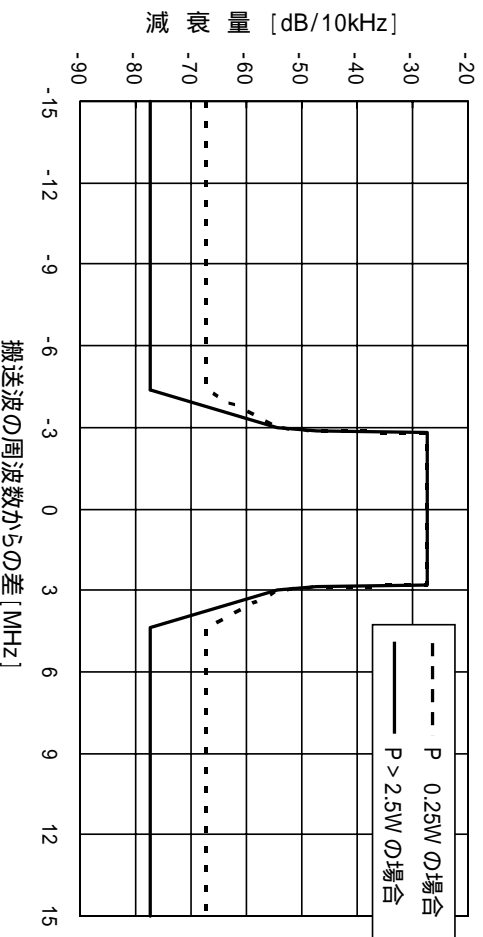
(3) (1)と(2)が混在する場合

搬送波の周波数からの差	相対減衰量	規定の種類
$\pm (3 \times n / 14 + 0.25 / 126)$ MHz	0 dB	上限
$\pm (3 \times n / 14 + 0.25 / 126 + 1 / 14)$ MHz	-20dB	上限
$\pm (3 \times n / 14 + 0.25 / 126 + 2 / 14)$ MHz	-30dB	上限
$\pm (3 \times n / 14 + 0.25 / 126 + 22 / 14)$ MHz	-50dB	上限

ただし、nは標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第11条第3項のOFDMツレームに含まれるOFDMセグメントの数。

標準方式第 11 条第 3 項の OFDM フレームに含まれる OFDM セグメントの数。

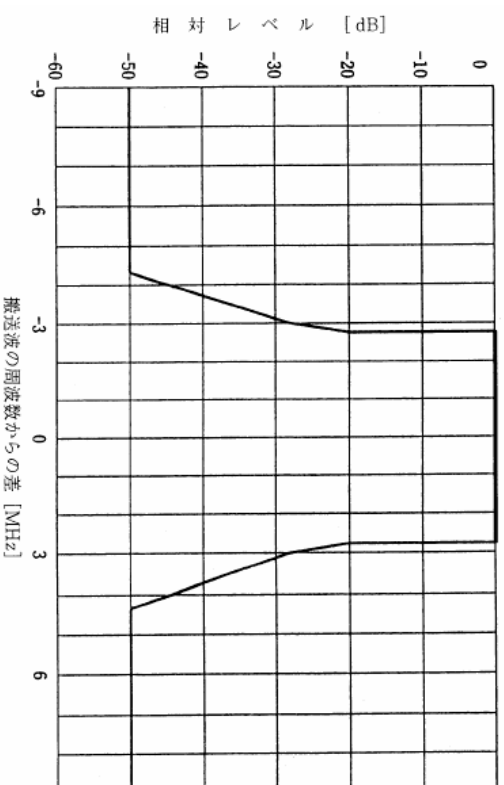
別図第四号の八の八 搬送波の変調スペクトルの許容範囲(第 37 条の 27 の 10 第 4 項関係)



搬送波の周波数からの差	平均電力 P からの減衰量	規定の種類
± 2.79MHz	- 27.4 dB/10kHz	上限
± 2.86MHz	- 47.4 dB/10kHz	上限
± 3.00MHz	- 54.4 dB/10kHz	上限
± 4.36MHz	- 77.4 dB/10kHz	上限

\* 自局の放送区域内で隣接チャンネル番号(自局に割り当てられた周波数帯に相当する法第 7 条第 2 項第 2 号の放送用周波数使用計画におけるテレビジョン放送のチャンネル番号と 1 つ異なるチャンネル番号(13 から 62 までのチャンネル番号に限る)。をいう。)に対応する周

別図第四号の八の八 搬送波の変調スペクトルの許容範囲(第 37 条の 27 の 10 第 4 項関係)



搬送波の周波数からの差 (MHz)	相対減衰量 (デシベル)	規定の種類
-4.36	-50	上限
-3.00	-27	上限
-2.86	-20	上限
-2.79	0	上限
2.79	0	上限
2.86	-20	上限
3.00	-27	上限
4.36	-50	上限

注 分解能帯域幅は、10kHzとし、ビデオ帯域幅は、300Hz以下又はアバレーシングとする。

波数が標準テレビジョン放送（デジタル放送を除き、自局の実効輻射電力の10倍未満の実効輻射電力によるものに限る。）に使用されない場合、空中線電力が0.25Wを超え2.5W以下の無線設備にあつては（73.4+10logP）dB/10kHz、空中線電力が0.25W以下の無線設備にあつては - 67.4dB/10kHz とする。

注 複数波同時増幅を行う無線設備の隣接チャネル間については、上表にかかわらず、平均電力Pからの減衰量 - 27.4dB/10kHz を上限とすることができ。

別図第四号の八の六～別図第四号の九（略）

別図第四号の十（別表第3号8関係）

別図第四号の十一～別図第十九号（略）

別図第四号の八の六～別図第四号の九（略）

別図第四号の十（第40条の7関係）

別図第四号の十一～別図第十九号（略）

別表第三号（第7条関係）

1 この別表において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

「スプリアス発射の強度の許容値」とは、無変調時において給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射の平均電力により規定される許容値をいう。

「不要発射の強度の許容値」とは、変調時において給電線に供給される周波数ごとの不要発射の平均電力（無線測位業務を行う無線局、30MHz以下の周波数の電波を使用するアマチュア局及び単側波帯を使用する無線局（移動局又は30MHz以下の周波数の電波を使用する放送局以外の無線局に限る。）の送信設備（実数零点単側波帯変調方式を用いるものを除く。）にあつては、尖頭電力）により規定される許容値をいう。ただし、別に定めがあるものについてはこの限りでない。

「搬送波電力」とは、施行規則第2条第1項第71号に規定する電力をいう。ただし、デジタル変調方式等のように無変調の搬送波が発射できない場合は、変調された搬送波の平均電力をいう。

「参照帯域幅」とは、スプリアス領域における不要発射の強度の許容値を規定するための周波数帯域幅をいう。

「BN」とは、帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数を算出するために用いる必要周波数帯幅をいう。この場合における必要周波数帯幅は、占有周波数帯幅の許容値とする。ただし、次に掲げる場合の必要周波数帯幅は、次のとおりとする。

ア チャネル間隔が規定されているものの必要周波数帯幅は、チャネル間隔とすることができる。

イ 指定周波数帯が指定されているものの必要周波数帯幅は、指定周波数帯の値とすることができる。

ウ 単一の電力増幅部により複数の主搬送波に対して給電を行う共通増幅方式の送信設備であつて、複数の連続した搬送波（均一又は等間隔に配置される場合に限る。）に対して共通増幅を行うもの（放送局の送信設備を除く。）の必要周波数帯幅は、次式による値とすることができる。

$$B_o = b_o + (m - 1) F$$

$B_o$  : 1のシステム当たりの必要周波数帯幅

$b_o$  : 1の搬送波当たりの占有周波数帯幅の許容値

$m$  : 搬送波数

$F$  : 1の搬送波の中央の周波数と隣接する搬送波の中央の周波数の差

「 $f_c$ 」とは、中心周波数（必要周波数帯幅の中央の周波数）をいう。

2 スプリアス発射の強度の許容値又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値



基本周波数帯	空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
30MHz以下	50Wを超えるもの	50mW（船舶局及び船舶において使用する携帯局の送信設備にあつては、200mW）以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より40dB低い値。ただし、単側波帯を使用する固定局及び陸上局（海岸局を除く。）の送信設備にあつては、50dB低い値	基本周波数の搬送波電力より60dB低い値
	5Wを超え50W以下		50μW以下
	1Wを超え5W以下		50μW以下。ただし、単側波帯を使用する固定局及び陸上局（海岸局を除く。）の送信設備にあつては、基本周波数の尖頭電力より50dB低い値
	1W以下		50μW以下
30MHzを超え54MHz以下	50Wを超えるもの	1mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より60dB低い値	50μW以下又は基本周波数の搬送波電力より70dB低い値
	1Wを超え50W以下		基本周波数の搬送波電力より60dB低い値
	1W以下		50μW以下
54MHzを超え70MHz以下	50Wを超えるもの	1mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より80dB低い値	50μW以下又は基本周波数の搬送波電力より70dB低い値
	1Wを超え50W以下		基本周波数の搬送波電力より60dB低い値
	1W以下		50μW以下
70MHzを超え142MHz以下及び144MHzを超え146MHz以下	50Wを超えるもの	1mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より60dB低い値	50μW以下又は基本周波数の搬送波電力より70dB低い値
	1Wを超え50W以下		基本周波数の搬送波電力より60dB低い値

	1 W以下	100 $\mu$ W以下	50 $\mu$ W以下
142MHzを超え144MHz以下及び146MHzを超え162.0375MHz以下	50Wを超えるもの	1 mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より80 dB低い値	50 $\mu$ W以下又は基本周波数の搬送波電力より70 dB低い値
	1 Wを超え50W以下		基本周波数の搬送波電力より60 dB低い値
	1 W以下	100 $\mu$ W以下	50 $\mu$ W以下
162.0375MHzを超え335.4MHz以下	50Wを超えるもの	1 mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より60 dB低い値	50 $\mu$ W以下又は基本周波数の搬送波電力より70 dB低い値
	1 Wを超え50W以下		基本周波数の搬送波電力より60 dB低い値
	1 W以下	100 $\mu$ W以下	50 $\mu$ W以下
335.4MHzを超え470MHz以下	25Wを超えるもの	1 mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より70 dB低い値	基本周波数の搬送波電力より70 dB低い値
	1 Wを超え25W以下	2.5 $\mu$ W以下	2.5 $\mu$ W以下
	1 W以下	25 $\mu$ W以下	25 $\mu$ W以下
470MHzを超え960MHz以下	50Wを超えるもの	20mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より60 dB低い値	50 $\mu$ W以下又は基本周波数の搬送波電力より70 dB低い値
	25Wを超え50W以下		基本周波数の搬送波電力より60 dB低い値
	1 Wを超え25W以下	25 $\mu$ W以下	25 $\mu$ W以下
	1 W以下	100 $\mu$ W以下	50 $\mu$ W以下
960MHzを超えるもの	10Wを超えるもの	100mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より50 dB低い値	50 $\mu$ W以下又は基本周波数の搬送波電力より70 dB低い値
	10W以下	100 $\mu$ W以下	50 $\mu$ W以下

注 空中線電力は、平均電力の値とする。

参照帯域幅は、次のとおりとする。

スプリアス領域の周波数帯	参照帯域幅
9 k H z を超え150 k H z 以下	1 k H z
150 k H z を超え30M H z 以下	10 k H z
30M H z を超え 1 G H z 以下	100 k H z
1 G H z を超えるもの	1 M H z

帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、次のとおりとする。

周波数範囲	必要周波数帯幅の条件	帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数
9 k H z < f c 150 k H z	B N < 250 H z	f c ± 625 H z
	250 H z B N 10 k H z	f c ± 2.5 B N
	B N > 10 k H z	f c ± ( 1.5 B N + 10 k H z )
150 k H z < f c 30M H z	B N < 4 k H z	f c ± 10 k H z
	4 k H z B N 100 k H z	f c ± 2.5 B N
	B N > 100 k H z	f c ± ( 1.5 B N + 100 k H z )
30M H z < f c 1 G H z	B N < 25 k H z	f c ± 62.5 k H z
	25 k H z B N 10M H z	f c ± 2.5 B N
	B N > 10M H z	f c ± ( 1.5 B N + 10M H z )
1 G H z < f c 3 G H z	B N < 100 k H z	f c ± 250 k H z
	100 k H z B N 50M H z	f c ± 2.5 B N
	B N > 50M H z	f c ± ( 1.5 B N + 50M H z )
3 G H z < f c 10G H z	B N < 100 k H z	f c ± 250 k H z
	100 k H z B N 100M H z	f c ± 2.5 B N
	B N > 100M H z	f c ± ( 1.5 B N + 100M H z )
10G H z < f c 15G H z	B N < 300 k H z	f c ± 750 k H z
	300 k H z B N 250M H z	f c ± 2.5 B N

	$B N > 250 M H z$	$f c \pm ( 1.5 B N + 250 M H z )$
$15 G H z < f c \leq 26 G H z$	$B N < 500 k H z$	$f c \pm 1.25 M H z$
	$500 k H z \leq B N < 500 M H z$	$f c \pm 2.5 B N$
	$B N > 500 M H z$	$f c \pm ( 1.5 B N + 500 M H z )$
$f c > 26 G H z$	$B N < 1 M H z$	$f c \pm 2.5 M H z$
	$1 M H z \leq B N < 500 M H z$	$f c \pm 2.5 B N$
	$B N > 500 M H z$	$f c \pm ( 1.5 B N + 500 M H z )$

注1 帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、スプリアス領域に含むものとする。

2 発射する電波の周波数（必要周波数帯幅を含む。）が、二以上の周波数範囲にまたがる場合は、上限の周波数範囲に規定する値を適用する。

3 次に掲げる周波数の電波を使用する固定衛星業務及び放送衛星業務を行う無線局の送信設備であつて、必要周波数帯域幅の条件を満たすものについては、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

使用周波数	業務分類	必要周波数帯幅の条件	帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数
3.4 G H z を超え4.2 G H z 以下	固定衛星業務	$B N > 250 M H z$	$f c \pm ( 1.5 B N + 250 M H z )$
5.725 G H z を超え6.725 G H z 以下	固定衛星業務	$B N > 500 M H z$	$f c \pm ( 1.5 B N + 500 M H z )$
7.25 G H z を超え7.75 G H z 以下及び7.9 G H z を超え8.4 G H z 以下	固定衛星業務	$B N > 250 M H z$	$f c \pm ( 1.5 B N + 250 M H z )$
10.7 G H z を超え12.75 G H z 以下	固定衛星業務 又は放送衛星業務	$B N > 500 M H z$	$f c \pm ( 1.5 B N + 500 M H z )$
12.75 G H z を超え13.25 G H z 以下	固定衛星業務	$B N > 500 M H z$	$f c \pm ( 1.5 B N + 500 M H z )$
13.75 G H z を超え14.8 G H z	固定衛星業務	$B N > 500 M H z$	$f c \pm ( 1.5 B N + 500 M H z )$

以下			
----	--	--	--

3 30MHz以下の周波数の電波を使用する基本周波数の平均電力が50kW以上の送信設備であつて、1オクターブ又はそれ以上のオクターブの周波数の範囲に切り換えて使用するものの帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、その平均電力ができる限り50mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力（スプリアス領域における不要発射にあつては搬送波電力）より60dB低い値とする。

4 30MHzを超え470MHz以下の周波数の電波を使用する多重通信路の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
50Wを超えるもの	1mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より60dB低い値	50μW以下又は基本周波数の搬送波電力より70dB低い値
25Wを超え50W以下		基本周波数の搬送波電力より60dB低い値
1Wを超え25W以下	25μW以下	25μW以下
1W以下	100μW以下	50μW以下

5 放送局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

中波放送を行う放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2及び3に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
50mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より40dB低い値	50mW以下であり、かつ、基本周波数の搬送波電力より50dB低い値

短波放送を行う放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、2及び並びに3に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

ア 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値

帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
50mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より40dB低い値	50mW以下であり、かつ、基本周波数の搬送波電力より50dB低い値

イ 帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数

(ア) A 3 E 電波を使用するもの

$$f_c (\pm) 22.5 \text{ kHz}$$

(イ) H 3 E 電波を使用するもの

$$f_c (\pm) 11.25 \text{ kHz}$$

超短波放送（デジタル放送を除く。）、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2 に規定する値にかかわらず次のとおりとする。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
250Wを超えるもの	1 mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より60 dB低い値	1 mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より70 dB低い値
1 Wを超え250W以下		25 μW以下
1 W以下	100 μW以下	

超短波放送のうちデジタル放送を行う放送局の送信設備（衛星補助放送を行うものを除く。）の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2 に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
500Wを超えるもの	1 mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より60 dB低い値	基本周波数の平均電力より70 dB低い値
1 Wを超え500W以下		50 μW以下
1 W以下	100 μW以下	

標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）、標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送及び標準テレビジョン・データ多重放送を行う放送局の送信設備（11.7 GHz から12.2 GHz までの周波数の電波を使用するものを除く。）の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2 に規定す

る値にかかわらず、次のとおりとする。

基本周波数帯	空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
90MHzを超え108MHz以下及び170MHzを超え222MHz以下	42Wを超えるもの	1mW以下であり、かつ、映像送信設備の基本周波数の平均電力より60dB低い値	1mW以下であり、かつ、映像送信設備の基本周波数の平均電力より60dB低い値
	1.68Wを超え42W以下		
	1.68W以下	100μW以下	
470MHzを超え770MHz以下	42Wを超えるもの	20mW以下であり、かつ、映像送信設備の基本周波数の平均電力より60dB低い値	12mW以下であり、かつ、映像送信設備の基本周波数の平均電力より60dB低い値
	1.68Wを超え42W以下		
	1.68W以下	100μW以下	25μW以下

注 空中線電力は、映像送信設備の尖頭電力の値とする。

標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2 に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。ただし、空中線電力が8kWを超える送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値については、別図第4号の8の8に規定する値を準用する。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
25Wを超えるもの	20mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より60dB低い値	12mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より60dB低い値
1Wを超え25W以下	25μW以下	25μW以下
1W以下	100μW以下	

- 6 映像信号搬送波と音声信号搬送波を同時に増幅する方式の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射（色信号副搬送波と音声信号搬送波の相互変調によつて生ずるものに限る。）の強度の許容値は、2 及び5 に規定する値にかかわらず、映像信号搬

送波の平均電力より40 d B 低い値とする。

- 7 30MHz を超え335.4MHz 以下の周波数の F 1 D 電波、 F 2 B 電波又は F 3 E 電波を使用する船舶局、船上通信局、航空機局及び船舶又は航空機に搭載して使用する携帯局の送信設備であつて無線通信規則付録第18号の表に掲げる周波数の電波を使用するものの帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2 に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
146MHz を超え162.0375MHz 以下	400Wを超えるもの	$2.5 \times (P / 20) \mu W$ 以下	50 $\mu W$ 以下又は基本周波数の搬送波電力より70 d B 低い値
	20Wを超え400W以下		$2.5 \times (P / 20) \mu W$ 以下
	1Wを超え20W以下	2.5 $\mu W$ 以下	2.5 $\mu W$ 以下
	1W以下	100 $\mu W$ 以下(注2)	50 $\mu W$ 以下
上記以外の周波数帯	400Wを超えるもの	$10 \times (P / 20) \mu W$ 以下	50 $\mu W$ 以下又は基本周波数の搬送波電力より70 d B 低い値
	20Wを超え400W以下		$10 \times (P / 20) \mu W$ 以下
	1Wを超え20W以下	10 $\mu W$ 以下	10 $\mu W$ 以下
	1W以下	100 $\mu W$ 以下(注2)	50 $\mu W$ 以下

注1 Pは、基本周波数の平均電力の値を表す。

2 船舶局にあつては、帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値の規定は適用しない。

- 8 狭帯域直接印刷電信装置による通信を行う船舶局又は海岸局の無線設備であつて、1,606.5kHz から26,175kHz までの周波数の電波を使用するものの送信設備の帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、2 及び3に規定する値にかかわらず、F 1 B 電波発射時の平均電力に対する不要発射の減衰量が別図第4号の10に示す曲線の値とする。
- 9 118MHz から142MHz までの周波数の電波を使用する平均電力が25W以下の航空移動業務の無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2 に規定する値にかかわらず、



次のとおりとする。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
1 Wを超え25W以下	25 $\mu$ W以下	25 $\mu$ W以下
1 W以下	100 $\mu$ W以下	50 $\mu$ W以下

- 10 335.4MHzを超え470MHz以下の周波数の電波を使用する航空移動業務の無線局、放送中継を行う無線局及びアマチュア局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値並びにスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2及び4に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
50Wを超えるもの	1 mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より60 dB低い値	50 $\mu$ W以下又は基本周波数の搬送波電力より70 dB低い値
1 Wを超え50W以下		基本周波数の搬送波電力より60 dB低い値
1 W以下	100 $\mu$ W以下	50 $\mu$ W以下

- 11 28MHz以下の周波数のJ3E電波を使用する航空機局及び航空局の送信設備並びに22MHz以下の周波数のJ2D電波（航空移動（R）業務の周波数に限る。）を使用する航空機局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2及び3に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。なお、この場合における参照帯域幅は、2に規定する値を準用する。

割当周波数からの周波数間隔	不要発射の強度の許容値
1.5 kHz以上4.5 kHz未満	基本周波数の尖頭電力より30 dB低い値
4.5 kHz以上7.5 kHz未満	基本周波数の尖頭電力より38 dB低い値
7.5 kHz以上	基本周波数の尖頭電力より43 dB低い値。ただし、航空局であつて、空中線電力が50Wを超えるものは基本周波数の搬送波電力より60 dB低い値とし、空中線電力が50W以下のものは50 $\mu$ W以下である値とする。

- 12 生存艇及び救命浮機の送信設備、双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話、搜索救助用レーダートランスポンダ並びに航空機用救命無線機の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値の規定は適用しない。

- 13 406MHzから406.1MHzまで及び121.5MHzの周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識、航空機用救命無線機

及び航空機用携帯無線機のスプリアス発射の強度の許容値は、2、7、9及び10に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

14 インマルサット船舶地球局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

インマルサット船舶地球局のインマルサットA型の送信設備

ア 変調時におけるスプリアス発射（高調波発射を除く。）の等価等方輻射電力の強度の許容値は、任意の4kHz幅において別図第1号に示す曲線の値とする。ただし、1,636.5MHzから1,645MHzまでの周波数帯における無変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

離調周波数	スプリアス発射の強度の許容値
25kHz以下	基本周波数の等価等方輻射電力より50dB低い値
25kHzを超えるもの	基本周波数の等価等方輻射電力より60dB低い値

イ 高調波発射（18GHz以下の周波数のものに限る。）の強度の許容値は、等価等方輻射電力が（-）23dBW（1Wを0dBとする。以下この別表において同じ。）以下である値とする。

インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の送信設備

ア 変調時におけるスプリアス発射（高調波発射を除く。）の等価等方輻射電力の強度の許容値は、任意の3kHz幅において別図第1号に示す曲線の値とする。ただし、離調周波数が1MHz以下の範囲における無変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

離調周波数	スプリアス発射の強度の許容値
5kHz以下	基本周波数の等価等方輻射電力より25dB低い値
5kHzを超え100kHz以下	基本周波数の等価等方輻射電力より45dB低い値
100kHzを超え1MHz以下	基本周波数の等価等方輻射電力より50dB低い値

イ 高調波発射（18GHz以下の周波数のものに限る。）の強度の許容値は、等価等方輻射電力が（-）25dBW以下である値とする。

インマルサット船舶地球局のインマルサットB型の送信設備

ア 変調時におけるスプリアス発射（高調波発射を除く。）の等価等方輻射電力の強度の許容値は、任意の4kHz幅において別図第1号に示す曲線の値とする。ただし、1,626.4MHzから1,646.6MHzまでの周波数帯における変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、離調周波数が100kHz（無線高速データによる通信を行う場合にあつては、500kHz

) を超えるものに対して無変調時の基本周波数の等価等方輻射電力より60 d B 低い値とする。

イ 高調波発射 ( 18 G H z 以下の周波数のものに限る。 ) の強度の許容値は、等価等方輻射電力が ( - ) 23 d B W 以下である値とする。

インマルサット船舶地球局のインマルサットM型の送信設備

ア 変調時におけるスプリアス発射 ( 高調波発射を除く。 ) の等価等方輻射電力の強度の許容値は、無線設備の種類に応じて次のとおりとする。

(ア) 標準同調範囲型の無線設備

任意の 4 k H z 幅において別図第 1 号に示す曲線の値とする。ただし、1,626.4 M H z から1,646.6 M H z までの周波数帯における変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、離調周波数が100 k H z を超えるものに対して無変調時の基本周波数の等価等方輻射電力より60 d B 低い値とする。

(イ) 限定同調範囲型の無線設備

任意の 4 k H z 幅において別図第 1 号に示す曲線の値とする。ただし、1,631.4 M H z から1,646.6 M H z までの周波数帯における変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、離調周波数が100 k H z を超えるものに対して無変調時の基本周波数の等価等方輻射電力より60 d B 低い値とする。

イ 高調波発射 ( 18 G H z 以下の周波数のものに限る。 ) の強度の許容値は、等価等方輻射電力が ( - ) 23 d B W 以下である値とする。

インマルサット船舶地球局のインマルサットF型の送信設備

ア 変調時におけるスプリアス発射 ( 高調波発射を除く。 ) の等価等方輻射電力の強度の許容値は、任意の 4 k H z 幅において別図第 1 号に示す曲線の値とする。ただし、1,626.4 M H z から1,660.6 M H z までの周波数帯における変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、離調周波数が100 k H z を超えるものに対して無変調時の基本周波数の等価等方輻射電力より60 d B 低い値とする。

イ 高調波発射 ( 18 G H z 以下の周波数のものに限る。 ) の強度の許容値は、等価等方輻射電力が ( - ) 23 d B W 以下である値とする。

15 基本周波数の平均電力が 1 W を超える無線測位業務を行う無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値 ( 基本周波数が470 M H z 以下のものを除く。 ) 及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2 に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。ただし、一次レ - ダ - ( 決定しようとする位置から反射される無線信号と基準信号との比較を基礎

とする無線測位の設備をいう。)の参照帯域幅及び帯域外領域とスプリアス領域の境界の周波数は、総務大臣が別に告示する値とする。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
50Wを超えるもの	基本周波数の平均電力より40 d B 低い値	基本周波数の尖頭電力より60 d B 低い値
50W以下		50 μ W以下

注 レ - ダ - の送信設備のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、空中線から輻射される周波数ごとの不要発射の尖頭電力の値とする。

- 16 273MHzを超え328.6MHz以下の周波数の電波を使用する電気通信業務を行うことを目的として開設する無線呼出局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2 に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
25Wを超えるもの	1 mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より70 d B 低い値	基本周波数の搬送波電力より70 d B 低い値
1 Wを超え25W以下	2.5 μ W以下	2.5 μ W以下
1 W以下	100 μ W以下	50 μ W以下

- 17 携帯無線通信を行う無線局及び携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2 に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
50Wを超えるもの	2.5 μ W以下又は基本周波数の平均電力より60 d B 低い値	50 μ W以下又は基本周波数の搬送波電力より70 d B 低い値
1 Wを超え50W以下		2.5 μ W以下又は基本周波数の搬送波電力より60 d

		B 低い値
1 W以下	25 $\mu$ W以下	25 $\mu$ W以下

符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2 に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

- 18 M C A 陸上移動通信を行う無線局、M C A 陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、空港無線電話通信を行う無線局、空港無線電話通信設備の試験のための通信等を行う無線局及び簡易無線局であつて、903 M H z を超え905 M H z 以下の周波数の電波を使用するもの並びに1,215 M H z を超え2,690 M H z 以下の周波数を角度変調した電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（17 の規定の適用があるものを除く。）の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2 に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
50Wを超えるもの	1 m W以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より60 d B 低い値	50 $\mu$ W以下又は基本周波数の搬送波電力より70 d B 低い値
1 Wを超え50W以下		基本周波数の搬送波電力より60 d B 低い値
1 W以下	25 $\mu$ W以下	25 $\mu$ W以下

- 19 デジタルM C A 陸上移動通信を行う無線局、デジタルM C A 陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、142 M H z を超え470 M H z 以下の周波数の電波を使用する実数零点単側波帯変調方式又は狭帯域デジタル通信方式の無線局（海岸局、航空局、実験局及びアマチュア局並びに総務大臣が別に告示するものを除く。）並びに市町村デジタル防災無線通信を行う固定局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2 及び18 に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
50Wを超えるもの	2.5 $\mu$ W以下又は基本周波数の平均電力より60 d B 低い値	50 $\mu$ W以下又は基本周波数の搬送波電力より70 d B 低い値
1 Wを超え50W以下		2.5 $\mu$ W以下又は基本周波数の搬送波電力より60 d B

		低い値
1 W以下	25 $\mu$ W以下	25 $\mu$ W以下

20 デジタルコ - ドレス電話の無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2 及び 並びに18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値

周波数帯	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
1,893.5MHz を超え1,919.6MHz 以下	250 nW以下	250 nW以下
1,893.5MHz 以下及び1,919.6MHz を超えるもの	2.5 $\mu$ W以下	2.5 $\mu$ W以下

注 スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射又は不要発射の継続する時間における平均の電力の値とする。

帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数

搬送波 ( ± ) 996 kHz

21 PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2及び18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

スプリアス領域における不要発射の強度の許容値

周波数帯	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
ア 1,884.5MHz 以上1,919.6MHz 以下	任意の1MHz の帯域幅における平均電力が794 nW以下
イ 1,884.5MHz 未満及び1,919.6MHz を超えるもの (ウに掲げる周波数を除く。)(注1)	任意の1MHz の帯域幅における平均電力が794 nW以下
ウ 1,920MHz 以上1,980MHz 以下及び2,110MHz 以上2,170MHz 以下 (注1)	任意の1MHz の帯域幅における平均電力が251 nW以下

注1 離調周波数が2.25MHz以上となる周波数帯に限る。

2 不要発射の強度の許容値は、給電線に供給される周波数ごとの不要発射の継続する時間における平均の電力の値とする。

帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数

ア 占有周波数帯幅が288kHz以下の送信設備

搬送波(±)996kHz

イ 占有周波数帯幅が288kHzを超える送信設備

搬送波(±)1,296kHz

22 特定ラジオマイクの陸上移動局、コードレス電話の無線局、1,215MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局、73.6MHzを超え1,260MHz以下、10.5GHzを超え10.55GHz以下又は24.05GHzを超え24.25GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局及び道路交通情報通信を行う無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2及び18に規定する値にかかわらず、その平均電力が2.5μW以下である値とする。ただし、特定小電力無線局のうち総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2及び18に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

23 952MHz以上954MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

24 2,400MHz以上2,483.5MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備であつて周波数ホッピング方式を用いるもの及び小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて2,400MHz以上2,483.5MHz以下の周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、2及び18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
2,387MHz未満及び2,496.5MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が2.5μW以下
2,387MHz以上2,400MHz未満及び2,483.5MHzを超え2,496.5MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が25μW以下

25 2,425MHzを超え2,475MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の送信設備であつて周波数ホッピング方式を用いるものの不要発射の強度の許容値は、2及び18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
2,425MHz未満2,475MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が2.5μW以下

26 小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて2,471MHz以上2,497MHz以下の周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、2及び18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
2,458MHz未満及び2,510MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が2.5μW以下
2,458MHz以上2,471MHz未満及び2,497MHz以上2,510MHz未満	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が25μW以下

27 小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて、屋内において5,180MHz、5,200MHz、5,220MHz、5,240MHz、5,260MHz、5,280MHz、5,300MHz若しくは5,320MHzの周波数の電波を使用するもの又は航空機内において5,180MHz、5,200MHz、5,220MHz若しくは5,240MHzの周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
5,140MHz未満及び5,360MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が2.5μW以下

28 小電力データ通信システムの無線局の送信設備のうち、24.77GHz以上25.23GHz以下の周波数の電波であつて24.77GHz若しくは24.77GHzに10MHzの整数倍を加えたもの又は27.02GHz以上27.46GHz以下の周波数の電波であつて27.02GHz若しくは27.02GHzに10MHzの整数倍を加えたものを使用するものの不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
24.705GHz未満及び25.295GHzを超え26.955GHz未満及び27.525GHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が1μW以下

29 狭域通信システムの陸上移動局、狭域通信システムの基地局及び狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2及びに規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値

25μW以下

スプリアス領域における不要発射の強度の許容値

ア 陸上移動局及び陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の送信設備



2.5  $\mu$ W以下

イ 基地局の送信設備

25  $\mu$ W以下

帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数

搬送波 (  $\pm$  ) 12.2MHz

- 30 17.7GHzを超え18.72GHz以下及び19.22GHzを超え19.7GHz以下の周波数の電波を使用する無線局（固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。）の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2及びに規定する値にかかわらず、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が50 $\mu$ W以下である値とする。ただし、帯域外領域における不要発射の強度の許容値は総務大臣が別に告示する値とする。
- 31 22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の送信設備及び基本周波数の平均電力が1W以下の送信設備であつて、54.25GHzを超え59GHz以下の周波数の電波を使用する無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、50 $\mu$ W以下である値とする。
- 32 5GHz帯無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。
- 33 航空機地球局の送信設備のうち次に掲げる送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

航空機地球局の送信設備のうち1,626.5MHzを超え1,660.5MHz以下の周波数の電波を使用するもの（無線高速データ通信が可能なものを除く。）の単一の変調時における不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。ただし、搬送波の周波数の(  $\pm$  )35kHzの範囲内については、この限りでない。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
1,525MHz以下	任意の4kHz幅において基本周波数の等価等方輻射電力より135dB低い値
1,525MHzを超え1,559MHz以下	任意の4kHz幅において基本周波数の等価等方輻射電力より203dB低い値
1,559MHzを超え1,565MHz以下	任意の4kHz幅において基本周波数の等価等方輻射電力より135dB低い値
1,565MHzを超え1,585MHz以下	任意の1MHz幅において基本周波数の等価等方輻射電力より155dB低い値
1,585MHzを超え1,598MHz以下	任意の4kHz幅において基本周波数の等価等方輻射電力より105dB低い値

1,598MHz を超え1,605MHz 以下	任意の1MHz 幅において基本周波数の等価等方輻射電力より105dB 低い値
1,605MHz を超え1,610MHz 以下	任意の1MHz 幅において基本周波数の等価等方輻射電力より85dB 低い値
1,610MHz を超え1,735MHz 以下	任意の4kHz 幅において基本周波数の等価等方輻射電力より55dB 低い値
1,735MHz を超え12GHz 以下	任意の4kHz 幅において基本周波数の等価等方輻射電力より105dB 低い値
12GHz を超え18GHz 以下	任意の4kHz 幅において基本周波数の等価等方輻射電力より70dB 低い値

航空機地球局の送信設備のうち1,626.5MHz を超え1,660.5MHz 以下の周波数の電波を使用するもの（無線高速データ通信が可能なものに限る。）のスプリアス発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

ア 変調時におけるスプリアス発射（高調波発射を除く。）の等価等方輻射電力の強度の許容値は、任意の4kHz 幅において別図第1号に示す曲線の値とする。ただし、1,626.4kHz から1,660.6kHz までの周波数帯における変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、離調周波数が100kHz を超えるものに対して無変調時の基本周波数の等価等方輻射電力より60dB 低い値とする。

イ 高調波発射（18GHz 以下の周波数のものに限る。）の強度の許容値は、等価等方輻射電力が（-）23dBW 以下である値とする。

34 インマルサット携帯移動地球局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

インマルサット携帯移動地球局のインマルサットA型の送信設備

14に規定する値とする。

インマルサット携帯移動地球局のインマルサットC型の送信設備

14に規定する値とする。

インマルサット携帯移動地球局のインマルサットB型の送信設備

ア 変調時におけるスプリアス発射（高調波発射を除く。）の等価等方輻射電力の強度の許容値は、任意の4kHz 幅において別図第1号に示す曲線の値とする。ただし、1,626.4MHz から1,646.6MHz までの周波数帯における変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、離調周波数が100kHz（無線高速データによる通信を行う場合にあつては、500kHz）を超えるものに対して無変調時の基本周波数の等価等方輻射電力より60dB 低い値とする。

イ 高調波発射（18GHz 以下の周波数のものに限る。）の強度の許容値は、14イに規定する値とする。

インマルサット携帯移動地球局のインマルサットM型の送信設備

ア 変調時におけるスプリアス発射（高調波発射を除く。）の等価等方輻射電力の強度の許容値は、任意の4kHz幅において別図第1号に示す曲線の値とする。ただし、1,626.4MHzから1,660.6MHzまでの周波数帯における変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、離調周波数が100kHzを超えるものに対して無変調時の基本周波数の等価等方輻射電力より60dB低い値とする。

イ 高調波発射（18GHz以下の周波数のものに限る。）の強度の許容値は、14イに規定する値とする。

インマルサット携帯移動地球局のインマルサットミニM型の送信設備及びインマルサット携帯移動地球局のインマルサットF型の送信設備

14イに規定する値とする。

インマルサット携帯移動地球局のインマルサットD型の送信設備

変調時におけるスプリアス発射（高調波発射を除く。）の等価等方輻射電力の強度の許容値は、別図第1号に示す曲線の値とする。

インマルサット携帯移動地球局のインマルサットBGAN型の送信設備

変調時におけるスプリアス発射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、無変調時の基本周波数の等価等方輻射電力より60dB低い値とする。

35 基本周波数の平均電力が1W以下の気象援助局及び簡易無線局（27MHz帯の電波を使用するものに限る。）の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値の規定は適用しない。

36 28MHz以下のH3E電波、J3E電波又はR3E電波を使用する無線局の送信設備（航空移動業務の無線局、放送局、放送中継を行う固定局及びアマチュア局の送信設備を除く。）の帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、2及び3に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

割当周波数からの周波数間隔	帯域外領域における不要発射の強度の許容値
1.5kHzを超え4.5kHz以下	基本周波数の尖頭電力より31dB低い値
4.5kHzを超え7.5kHz以下	基本周波数の尖頭電力より38dB低い値
7.5kHzを超えるもの	50mW以下であり、かつ、基本周波数の尖頭電力より43dB低い値

37 1,900MHz帯加入者系無線アクセス通信を行う固定局又は1,900MHz帯加入者系無線アクセス通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容

値並びに帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、2 及び2 に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値

周波数帯	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
1,893.5MHz を超え1,919.6MHz 以下の周波数	250nW以下	250nW以下
1,893.5MHz 以下及び1,919.6MHz を超える周波数	2.5μW以下	2.5μW以下

注 スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射又は不要発射の継続する時間における平均の電力の値とする。

帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数

搬送波(±)996kHz

- 38 移動局(航空機局を除く。)のうち単側波帯(実数零点単側波帯変調方式のものを除く。)を使用する送信設備のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2 及び36に規定する値にかかわらず、基本周波数の尖頭電力より43dB低い値とする。
- 39 30MHz以下の周波数の電波を使用するアマチュア局(人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を含む。)の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2 に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
5Wを超えるもの	50mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より40dB低い値	50mW以下であり、かつ、基本周波数の尖頭電力より50dB低い値
1Wを超え5W以下		50μW以下
1W以下	100μW以下	

- 40 宇宙無線通信を行う無線局の送信設備(14、33、34及び39の規定の適用があるものを除く。)であつて、総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2 及び に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。
- 41 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1 から40までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

